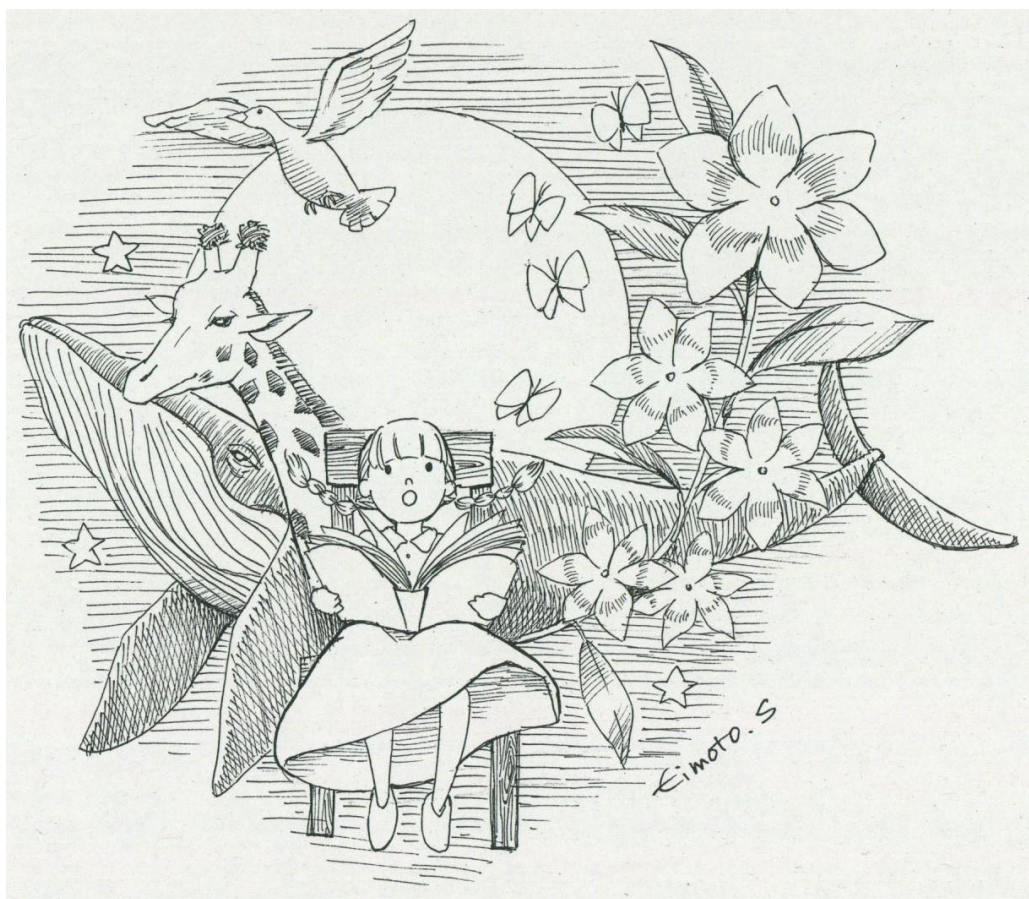


第4次 小平市子ども読書活動推進計画

—子どもが本と出会うために—



令和2年3月

小平市教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	3
3 計画策定の目的	3
第2章 これまでの取組と成果	4
1 家庭における読書活動とその成果	4
2 学校等における読書活動とその成果	4
3 図書館・地域における読書活動とその成果	5
第3章 小平市における子どもの読書活動の現状と課題	7
1 第4次計画策定に向けてのアンケート調査の実施について	7
2 アンケート調査結果を受けての課題	7
第4章 第4次計画の方向性	10
1 市の役割	10
2 計画の方針	10
3 計画の目標	10
4 計画の期間及び対象	10
第5章 具体的な取組	11
1 家庭における読書活動の推進	11
2 学校等における読書活動の推進	12
3 図書館・地域における読書活動の推進	14
第6章 計画の推進と評価	18
計画事業一覧	19
参考資料	21
（資料1）「第4次小平市子ども読書活動推進計画」に関するアンケートの集計について	22
（資料2）子どもの読書活動の推進に関する法律	38
（資料3）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	40
（資料4）第4次小平市子ども読書活動推進計画策定の基本方針について	44
（資料5）小平市立図書館条例・小平市立図書館条例施行規則（抜粋）	46
（資料6）小平市図書館協議会委員名簿	47
（資料7）小平市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	48
（資料8）小平市子ども読書活動推進計画検討委員会 委員名簿	49

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

国は、子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、読書活動のための環境整備の必要性を示しました。そして、この法律に基づき、おおむね5年間にわたる施策の基本的な方向性と具体的な方策を示した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」

（第一次計画：平成14年8月、第二次計画：平成20年3月、第三次計画：平成25年5月、第四次計画：平成30年4月）を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

【国の第四次計画の主なポイント】

- ① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
- ② 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実
- ③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

また、学校図書館を取り巻く情勢も変化しています。平成26年に学校図書館法が一部改正され、学校司書が法制化されました。これにより、学校司書の位置づけや役割が明確化され、その重要性が注目されるようになりました。さらに平成29年度からは「第5次学校図書館図書整備等5か年計画」がスタートし、図書の整備、新聞配備、学校司書の配置の推進に向けて地方財政措置が講じられるなど、国は学校図書館の整備充実に向けて全国的に力を入れています。

(2) 東京都の動き

東京都は、「東京都子供読書活動推進計画」（第一次計画：平成15年3月、第二次計画：平成21年3月、第三次計画：平成27年2月）を策定しました。第二次計画においては、朝読書（小・中）、読書週間・読書月間（高）に取り組み、目標値には達しなかったものの、未読者率（不読率）の改善に大きな成果を上げました。このことを踏まえ、東京都の第三次計画では「不読率の更なる改善」、「読書の質の向上」、「読書環境の整備」の3点を目標に、子どもの読書活動を推進しています。

(3) 小平市の動き

小平市では、「小平市子ども読書活動推進計画」（第1次計画：平成17年3月、第2次計画：平成22年3月、第3次計画：平成27年3月）を策定し、子どもの読書環境の整備、子どもの読書活動を推進するための様々な活動に取り組んできました。

今回、第3次計画が令和元年度で終了となること、また、子どもを取り巻く情勢の変化に即した内容とするため、第3次計画での取組の成果と課題、環境の変化等

を踏まえ、今後5年間の施策の方向性を示す「第4次小平市子ども読書活動推進計画」を策定いたします。

2 計画の位置付け

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づくものであり、「小平市教育振興基本計画」を踏まえて、小平市における今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組などを示すものです。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。（「子どもの読書活動の推進に関する法律第2条」抜粋）

そうした子どもの読書活動を支援するための環境整備を図る観点から、家庭・学校・図書館・地域のそれぞれが果たすべき役割と関係機関の連携による取組について明らかにしています。

3 計画策定の目的

平成25年2月に、「小平市教育振興基本計画」が策定されました。（平成30年2月に改訂）その中で、「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」を「めざす人間像」とし、それを実現するため今後10年間で取り組む具体的な目標として「将来の社会を支えるすべての子どもの『生きる力』をはぐくみます」、「学校・家庭・地域が互いを育て合い、子どもを支えます」、「市民が支える新たな生涯学習を実現し、次世代に引き継ぎます」の三つを設定しています。

また、文部科学省が定める教育課程（カリキュラム）の基準である学習指導要領が平成29年3月に約10年ぶりに改訂されました。新しい学習指導要領では、子どもたちが「生きる力」を育むために、言語能力の育成や言語活動の充実を図ることが必要であるとし、そのために学校図書館を計画的に利用し、その機能を活用することや子どもの自主的・自発的な読書活動を充実させることについて規定されています。

本計画は、これらを踏まえつつ、子どもが心豊かな人間性を育むために、自主的な読書活動を進めることができるよう家庭・学校・図書館・地域が連携した環境の整備・充実を図ることを目的としています。

第2章 これまでの取組と成果

1 家庭における読書活動とその成果

家庭で保護者から絵本を読んでもらうなど、子どもが大人とともに本に親しむ機会を持つことはとても大切なことです。

小平市では、関係各課の連携により、家庭において子どもが読書に親しむための情報提供や、子どもが本とふれあうことのできる環境づくりに努めてきました。

乳幼児の時期から絵本に触れることの大切さを保護者に伝えるため、3～4か月児健康診査時に読み聞かせをした後、その絵本を手渡すブックスタートを行っています。また、絵本の年齢別リストを配布し、読み聞かせに役立つ情報提供も行っています。さらに、図書館の仕事を体験する「夏休み家族一日図書館員」等、家族で参加できる行事を毎年開催し、継続的な図書館利用のきっかけとなるような取組を行っています。

取組の成果としては、図書館職員による「絵本の読み聞かせ実践講座」や、公民館主催の「子育て支援講座」は好評であり、子どもと本との関わりに関する重要性についての理解が、大人に定着してきたといえます。

2 学校等における読書活動とその成果

平成13年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」、平成14年に策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、平成18年から国の研究委託事業である「学校図書館支援センター推進事業」が実施されました。

この事業は、①学校図書館への指導・助言、②学校図書館担当職員の研修、③資料（メディア）の提供、④ネットワークによる交流という四つの役割を持つ「学校図書館支援センター」の機能を地域に設置し、学校図書館の整備や活性化を行っていくというものです。この事業を平成18年度から3年間、図書館を支援センター機能として、小平市が受託することとなりました。

この事業の委託を受け、まず、学校図書館の本来の役割を適正に果たすために、中学校に学校図書館協力員を配置しました。また、調べ学習用図書の出借と配送サービス、「学校図書館利用ガイドブック」の作成・配付等を行いました。併せて学校図書館相談員を中央図書館に置き、各小・中学校を巡回し、学校図書館システム及び運営等についての相談に対応したことにより、学校図書館が徐々に活性化しました。

3年間の事業期間終了後も、市の施策として位置づけた上で、学校図書館との連携推進事業を継続して行い、引き続き中学校に学校図書館協力員を配置するとともに、学校図書館の充実と学校図書館と図書館の連携に重点を置いて取り組みました。

平成22年度には、市内小・中学校すべてに学校図書館協力員を配置し、学習指導要領に基づき各校における「読書活動年間指導計画」に沿った授業等への支援に努めてきました。

平成25年度には、小平市教育振興基本計画が策定され、主な施策として読書習慣の定着を掲げています。また、小・中連携教育「こだいら共通プログラム」の中で読書マラソン等の活用が示されており、学校でも、学級文庫の設置、朝読書等子どもの読書活動が推進されました。

また、各学校においては、学校図書館協力員を配置する以前から、学校図書館ボランティアの活動が行われていました。学校図書館ボランティアは、地域の方々を中心に、児童・生徒に

とって学校の図書室が楽しく、快適に過ごせる居場所になることを目指して、図書室の飾りつけや書架の整理、本の修理や読み聞かせ、児童図書の寄贈に至るまで様々な活動をされており、現在も学校図書館を支えています。

学校図書館協力員が全校に配置されて定着してくると、学校図書館ボランティアとの適切な役割分担がなされ、学校図書館は児童・生徒にとって心地よい場所となり、本を読む目的だけでなく休み時間の居場所としても利用されるようになりました。

平成27年3月には、仲町公民館と仲町図書館の複合施設として「なかまちテラス」がリニューアルオープンし、学校図書館との連携推進事業機能が中央図書館から移管されました。

第3次計画においては、学校図書館協力員のスキルアップのため、ブックトークや読み聞かせの研修の実施や司書教諭を交えての情報交換会を行うなど、学校図書館のさらなる質の向上を目指しました。その結果、授業支援として継続してきた調べ学習用図書の貸出数が伸び、学級文庫用の図書の貸出も周知され、定着してきました。

教育委員会が主催する会議等では、各学校の司書教諭、学校図書館協力員、図書館職員が参加する「学校図書館司書教諭等連絡協議会」において、情報交換や連絡調整を行うほか、研修として学校図書館と公立図書館との連携に関する先進自治体の取組についての講演会を行いました。また、学校図書館ボランティアと図書館職員による交流会では、読み聞かせに関する研修会やそれぞれの活動状況などの情報交換をする中で、学校と図書館と地域の連携が深められてきました。

3 図書館・地域における読書活動とその成果

図書館は、豊富な蔵書の中から自由に好きな本を選ぶことができるだけでなく、図書館職員に、子どものためのよい本等の相談をすることもできる場所です。これまで図書館は、児童書の選定・収集に力を入れるとともに、保護者に向けた絵本の紹介や定期的なおはなし会等、子どもの読書環境を充実させる取組を行ってきました。

蔵書については、良質な本を子どもに提供するため、図書館職員が1冊ずつ内容を確認しながら新刊図書の購入を進めると同時に、読み継がれてきた絵本や児童文学等の買い替えを継続して行っています。そのため、小平市立図書館の蔵書は充実しており、学校での学習支援や、学級文庫としての活用にも役立てています。

子どもが自主的に読書習慣を身につけていくためには、身近な大人の読書に対する理解、関心が重要です。大人が読書をする姿、読書を楽しむ姿を見ることで子どもの読書意欲は高められます。そのような考えから、子どもへの働きかけだけでなく、身近な大人を対象とした読書の大切さを伝える働きかけも重要であるといえます。そのため、図書館では、大人を対象とした児童文学講演会や、読み聞かせに関する講座などの取組にも力を入れてきました。

また、乳幼児に向けた読み聞かせや手遊び等を行う「絵本のへや」やおはなし会、親子で参加できる「スペシャルおはなし会」や「大人のためのおはなし会」、さらに、小学生以上を対象とした「夏休み家族一日図書館員」等の行事を行っています。大人に向けた「児童文学講演会」は、参加をきっかけとして児童文学の素晴らしさ、読書の大切さを知る良い機会になったことから、継続して参加する利用者が増えています。

学校との関わりとして、調べ学習用図書の貸出やその配送サービス、小・中学生に対する「夏休みおすすめ本リスト」の作成・配布、そして図書館職員が学校に出向き実施するブックトー

ク、中学生の職場体験や高校生の奉仕体験、大学生のインターンシップの受け入れ等、継続的に学校との連携を行っています。また、図書館見学についても、各地区館にそれぞれの地域の幼稚園、保育園、小学校を受け入れ、その中でおはなし会の実施や図書館の利用案内を行い、図書館を身近に感じてもらうよう努めています。

また、地域においては、子どものいる様々な場所において、子どもの読書活動に関わる取組に努めてきました。特に市内にまだ図書館がない昭和47年から子どものための文庫活動を市内各地で続ける小平市子ども文庫連絡協議会とは、図書館の発足時から地域における読書活動において協働を続けてきており、小平市での読書活動を特徴づけるものとなっています。図書館は、活動場所の提供、共催による講演会やおはなし会の開催などの支援を行っています。

市内には、四つの子ども文庫があり、小平市子ども文庫連絡協議会においては、おはなしの会「いとぐるま」が市内の幼稚園、保育園、小・中学校、さらに児童館や地域センターを訪れておはなし会を行うなど、子どものいる様々な場所で子どもの読書に関わる活動を行っています。また、図書館とともにおはなしの学習会を定期的に行い、技術向上を図りながら共催でおはなし会を継続しており、図書館との連携を充実させています。

このように、地域の活動が継続して行われてきたことにより、子どもは様々な場所で本とふれあう機会を持つことができます。

第3章 小平市における子どもの読書活動の現状と課題

1 第4次計画策定に向けてのアンケート調査の実施について

小平市の子どもの読書状況を把握するため、市内の0歳から18歳までの子どもを対象にアンケート調査を実施しました（22ページ）。その結果、国や東京都も課題に挙げている、成長とともに読書離れが進んでいくという状況等がここでもはっきりと見て取れます。

2 アンケート調査結果を受けての課題

（1）小・中学校・高等学校へ学年が進むにつれて増加する読書離れへの対応

アンケート結果によると、小学生から高校生に向けて学年が上がるほど、「本と接する機会がある」と回答した人の割合が減っています。特にティーンズ世代といわれる中学生・高校生になると、部活動や趣味、友人との付き合い等で忙しくなり、本を読まなくなる傾向にあります。ティーンズ世代となり、勉強や部活動で忙しくなるにつれ、読書への関心度合いが相対的に低下するとともに、本と接する機会が多かった幼少期に、読書習慣の形成がまだ不十分であったということが原因として考えられます。ティーンズ世代に対して、友人同士で本を薦め合うような、読書への関心を高める取組が必要であるとともに、本に接する機会が多い時期の年齢の子どもに、読書習慣の形成を促すような取組を発達段階に合わせて行う必要があります。

アンケートで読書が好きと回答した人に、読書をすることが好きになったきっかけについて質問したところ、「よい本との出会い」との回答が多く得られました。この結果からも、子どもの読書活動の推進のためには、市立図書館や学校図書館、地域や家庭を通して、子どもたちが「よい本」と出会えるよう、ブックトークや読み聞かせなど、子どもに本の魅力を伝える機会を増やし、子どもが魅力を感じるような書架の充実に取り組む必要があるといえます。

（2）市立図書館の学校への支援のあり方

アンケート結果によると、小学生、中学生は市立図書館よりも学校図書館を利用する割合が高いという結果が出ています。学校に毎日通う子どもたちにとって、学校図書館が一番身近に本と接することができる場所といえます。

小平市では、蔵書のデータベース化や学校図書館システムの導入、学校図書館協力員の全校への配置などをしたことで、市内の小・中学校の学校図書館は急速に整備が進み、児童・生徒に利活用される「開かれた学校図書館」となりました。

第2次計画、また第3次計画においても、引き続き「学校図書館の充実」と「学校図書館と公立図書館の連携」に力を入れ、図書館資料を活用した調べ学習用図書の貸出や学級文庫用図書の貸出を行うほか、図書館の職員が学校に出向いてブックトークや読み聞かせを行い、また学校図書館相談員が学校図書館協力員の業務の相談に学校を訪問するなど、学校図書館の活性化のためにさまざまな形で支援をしてきました。

平成２６年３月には文部科学省が「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」において、「学校図書館の意義を達成するため、学校図書館担当職員は、学校教職員の一員として、司書教諭等と協力しながら学校図書館の各機能の向上のために「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の役割を担っていくことが求められる。」とされています。

また、平成２６年６月には、「学校図書館法」が一部改正され、これまで法的な裏付けがなかった学校司書について、「学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」と初めて明文化され、学校に学校司書を設置するよう努力することが義務付けられました。

さらに、平成２９年３月に約１０年ぶりに改訂された新しい学習指導要領には、子どもの言語能力の育成や言語活動の充実のために、学校図書館の計画的な利用によるその機能の活用を図る必要があると規定されています。

このように、子どもの教育におけるこれからの学校図書館の役割は大きく期待されており、学校図書館協力員にはさらに多くの知識や高い資質が求められます。学校における教育課程や内容を理解する研修の機会が必要になるとともに、授業のねらいに沿った資料を司書教諭や担当教員と相談して準備することができるよう、これまで以上に学校と図書館が一体となった支援体制の整備が必要と考えられます。

（３）行事内容の検討

図書館行事については、長年、定期的で開催してきた「おはなし会」等、子ども向けの行事の参加者が減少傾向にあります。近年、共働き家庭の増加や核家族化など、社会情勢等の変化の影響を受けて、平日の行事への参加が難しくなったためと考えられます。この状況を受けて、「おはなし会」等の子ども向け行事の開催を土曜・日曜へ拡げること、また行事の内容について、子どもの心をつかむようなより魅力ある内容にしていくことについても改めて検討していく必要があります。

また、アンケート結果では、特に中学生・高校生は「図書館の行事に参加したことがない」、「興味のある行事がない」等の回答が多くありました。幼少期に図書館のおはなし会等に参加したことのある人でも、成長してからは図書館の行事に参加しなくなる傾向にあるようです。

中学生、高校生に対しては、図書館の仕事を体験してもらう「中学生職場体験」の受け入れや「高校生ボランティア体験」の行事を実施していますが、今後も中高生にとって魅力ある行事内容を検討していく必要があります。

また、アンケート結果で図書館行事に参加しなかった理由を聞いたところ、「行事の開催について知らなかった」という回答が多く挙げられました。館内ポスターの掲示やチラシの配布、図書館ホームページやメールマガジンなどの情報発信をしてきましたが、これからは日頃あまり図書館を利用しない子どもや保護者に対して

も情報を届けられるよう地域や学校と連携するなど、広報の仕方を工夫する必要があります。

(4) 地域の特性に対応した取組

幼稚園などの図書館見学、学童クラブへの絵本の団体貸出、また図書館職員による地域の保護者等を対象とした読み聞かせ講座等、図書館は各依頼に応じ、地域と継続的に関わりを持っています。一方、地域によっては、これらの子どもの読書活動への取組に差が見られます。今回のアンケート結果においても、図書館の利用状況や行事への参加の状況など、地域によって差がみられました。できるだけ多くの子どもたちに対して同様に本とふれあう機会を提供するため、各地域に働きかけていく必要があります。

(5) 子どもたちが気軽に図書館に来館できるような環境整備

図書館では10代にお薦めする文学の本や進路・部活動・勉強に関する知識の本などを集めた「ティーンズコーナー」を設けています。しかしながら、今回のアンケートによると、その認知割合は低く、知っている人でもその利用率は低いという結果が出ています。改善について「今のままでよい」や未回答が多く、残念ながら期待されていないことも伺えます。

今後、10代にまずは図書館に足を運んでもらうべく、居心地の良い学習スペース等の拡充など、そのあり方について考えていく必要があります。

(6) 情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化は子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性があると考えられています。一方では、スマートフォンの利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性が指摘されていますが、逆にこのような新たなコミュニケーションツールを活用することで、読書活動の推進や言語活動の充実につながる可能性も検討されています。このため国が第三次計画で行った実態把握や分析の結果を元に、子どもの読書環境の変化を注視していく必要があります。

第4章 第4次計画の方向性

1 市の役割

国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び平成30年2月に改定された「小平市教育振興基本計画」等関連計画に基づき、子どもたちの本との出会いを支援するとともに、読書に親しむ環境整備を進めていきます。

2 計画の方針

「第3次小平市子ども読書活動推進計画」（平成27年度から5か年）においては、「学校図書館の充実」と、「学校図書館と図書館の連携」を着実に進め、一定の成果をあげてきました。引き続き、学校図書館支援の充実に努めるとともに、子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭・学校・図書館・地域を始めとした社会全体で、子どもが読書に親しむための環境の整備を進めます。

3 計画の目標

（1）幼い時期における読書活動の推進

子どもの年齢が進むにつれて読書離れが進む傾向がみられることから、幼い時期に読書習慣が身につくような施策に取り組みます。

（2）読書習慣が継続するための取組の推進

小学生・中学生・高校生が生活の中で身近な学校図書館を活用するとともに、地域の市立図書館を利用して、本に興味・関心を持ってもらい、読書習慣が継続していくよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に取り組みます。

（3）学校図書館との連携・協力体制の充実

子どもの読書環境をより充実させるために、学校図書館との連携・協力体制の充実に取り組みます。

4 計画の期間及び対象

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

対象は0歳からおおむね18歳までとします。

第5章 具体的な取組

1 家庭における読書活動の推進

幼い頃に身についた読書習慣は、成長してからの自主的な読書習慣につながります。子どもにとって読書は、想像力、語彙力、表現力、読解力、集中力、そして創造力等を豊かなものとするために欠かせないものであり、読書習慣につなげるためにも子どもが本とふれあう環境の整備を推進していくことが重要であるといえます。なお、子どもの年齢が進むにつれて読書離れが進む傾向への長期的な対策としても、幼い時期における読書活動の推進は極めて重要であることから、その充実に努めます。

※【新】・・・第3次計画に記載がなく、第4次計画から新たに記載した取組

【新】（1）乳幼児とその保護者へのサービス（図書館）

①乳幼児タイム

乳幼児とその保護者が、読み聞かせする声など気兼ねすることなく図書館に滞在できる時間を設けます。中央図書館で試験的に運用中ですが、回数を増やしたり、広報を見直したりと制度の定着を目指します。地区館での実施も検討していきます。

②環境づくり

乳幼児とその保護者が、安心して長い時間図書館で過ごせるよう、ベビーカーの置き場所や授乳室、おむつ替えコーナーの場所を館内にわかりやすく掲示し、広報に努めます。また、小川駅西口地区市街地再開発事業の公共床に整備される予定の新しい小川西町図書館が、誰もが気軽に立ち寄れ、くつろいで滞在できる場となるような環境づくりを目指します。

【新】（2）ブックスタートの実施（健康推進課・図書館）

3～4か月児健康診査時に、子どもと保護者に対し読み聞かせをした後で絵本を手渡すブックスタートを行います。絵本と一緒に図書館の利用案内も手渡し、図書館の利用につなげるとともに、絵本を通して子どもと保護者との触れ合いの時間を持てるような環境づくりに努めます。

（3）図書館における行事の定期的な開催（図書館）

おはなし会でのおはなしと絵本の読み聞かせによって、子どもたちに物語の面白さを伝え、自主的かつ継続的な読書活動へつなげられるよう努めています。

また、0歳から参加できる「絵本のへや」では、絵本の読み聞かせの他、わらべうたや手遊び等も取入れ、保護者の方が家庭でも楽しく読み聞かせをする機会が増えるようなきっかけづくりに努めます。

【新】（4）これから子育てをする方へのサービス（図書館）

これから子育てをする方へ向けて、現在開催している「プレパパ・プレママおはなし会」の定例的な開催を検討していきます。

(5) おはなし室の開放（図書館）

乳幼児を持つ保護者が、子どもとともに絵本とふれあいながら図書館で過ごせるよう、おすすめの絵本を揃えた上で、おはなし室を開放する時間をつくります。その間、図書館職員が保護者からの絵本選びの相談に応じる等、親子で読書に親しめるような環境づくりに努めます。

(6) 子育て支援課との連携（子育て支援課・図書館）

子育て支援課で作成している「子育てガイド」は、子ども向けの図書館行事の案内を掲載しており、市内の様々な施設で配布しています。また、図書館でも地域資料として受け入れています。

2 学校等における読書活動の推進

幼い頃に家庭や図書館で本に親しんでいても、自分の意思で読書をする年齢になると、勉強や部活動、友人と過ごす時間など、読書より優先することが多くなってきます。平成30年度に小・中・高校生に行った読書に関するアンケート調査においても、最近読書をしていない理由として、「時間がない」と答えた人の割合が最も多く46.5%でした。

なかなか本を読む時間が取れない中でも、生活に身近な学校図書館を活用し、また、地域の図書館を利用して、本に興味・関心を持ってもらい、読書する習慣を継続できるよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に取り組みます。

(1) 学校図書館指導年間計画の作成と実施（学校・指導課）

司書教諭等を中心として、各教科等の学習活動と読書活動推進に関わる計画を作成し、図書利用の促進、読書時間の確保等の実施に努めます。

(2) 学習情報センター機能の充実（学校）

子どもが学び方やものの考え方を身に付け、問題解決のための情報収集や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度や能力を育成するため、学校図書館における学習情報センター機能の充実を図ります。

(3) 学校図書館システムの整備（学務課・図書館）

学校図書館システムの環境整備を行います。

(4) 学校における市立図書館資料の活用（学校・図書館）

市立図書館の資料の中からテーマに沿った調べ学習用図書を図書館職員が選んで貸出（特別団体貸出）と配送を行い、学校の授業で活用します。また、学期ごとに図書館からの学級文庫用の図書の貸出（団体貸出）を活用します。

(5) 図書の購入方針・廃棄基準の整備（学務課・学校）

学校ごとの購入方針・廃棄基準を整備し、それに基づき計画的に図書を購入・廃棄する等、蔵書の整備を行います。

(6) 学校図書館担当教諭の資質向上（指導課・学校）

学校図書館担当教諭は、学校図書館整備と運営に関する指導を行うとともに、校内における協力体制を推進し、学校図書館運営の中核を担っています。指導課では、「学校図書館司書教諭等連絡協議会」を開催する等、各学校との情報交換及び学校図書館担当教諭の指導力の向上を図ります。

(7) 啓発・広報の充実（学校）

読書週間等の機会を捉えた読書活動を推進するとともに、「図書館だより」の発行により、児童・生徒の読書への関心を引き出すよう努めます。

(8) 児童・生徒の主体的な読書活動の推進（学校）

読書マラソンやビブリオバトル等、図書委員会の取組や児童・生徒自身による主体的な読書活動を活発にするような取組を推進します。

(9) 小・中学校の学校図書館の機能の充実（図書館・指導課・学校）

学校図書館には、学習活動における利活用に加え、児童・生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」、児童・生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」、教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての役割が求められており、教育現場における学校図書館への期待や重要性が近年増してきています。

小平市の学校図書館協力員が行っている業務が、平成26年6月の学校図書館法の改正に伴い、「学校司書」として設置するよう努力することが義務づけられました。このような背景を受けて、「学校図書館協力員」の「学校司書」への名称変更を検討し、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう支援を行います。

(10) 学校図書館協力員への研修会の開催（図書館・学校）

学校図書館連携推進事業の担当館である仲町図書館が中心となって、年に6回程度、情報交換会を含めた研修を実施し、学校図書館整備の支援を行います。

(11) 小・中学校における学校図書館システムの活用支援（図書館）

学校図書館における貸出・返却、蔵書管理等を行うためのシステム操作に関わる支援を行います。また、春の入学時期の進級処理や夏休みの蔵書点検処理など、必要に応じて学校への訪問や操作研修の実施などの支援を行います。

(12) 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援（図書館・指導課・学校）

特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの特性に配慮した読書環境を整え、読書活動の機会を充実させるとともに、市立図書館で視覚に障がいのある方等に対

象とした情報提供サービス「サピエ¹」からデージー図書²をダウンロードして貸出を行う他、図書館所蔵のデージー図書、布の絵本、LLブック³等の資料を学校図書館に提供して、特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援します。さらに、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、視覚障がい等のある子どもが学校図書館を利用しやすくなるよう施策のあり方を研究します。

（13）幼稚園の図書館見学（図書館）

図書館では、幼稚園の図書館見学を地域別に受け入れています。館内の見学の他、おはなし会や絵本の紹介をするなど、今後の図書館利用につながるよう努めます。

（14）保育園における読書活動の推進（保育課）

保育園では、日々保育士による絵本の読み聞かせや、子どもの手の届く場所に絵本を用意し、絵本とふれあう機会を設けています。また、小平市子ども文庫連絡協議会の「いとぐるま」による、おはなし会を月1回程度行うなど、子どもの読書活動の推進に関わる取組に努めます。

（15）幼稚園における読書活動の推進（図書館）

幼稚園に対しては、市の「なるほど出前講座『デリバリーこだいら』」を利用した読み聞かせに関する講座の情報を保護者に提供したり、小学校入学前に図書館見学を行うなど、子どもの読書活動の推進に関わる取組に努めます。

3 図書館・地域における読書活動の推進

子どもたちが本との出会いを通じて読書の楽しさを知り、読書への興味や関心を高められるよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に取り組みます。

（1）小学校入学年時における図書館案内（図書館・学校）

すべての新1年生に対し、入学年時に学校を通して子ども用の市立図書館案内を配布し、市立図書館の利用につなげていきます。

（2）小・中学校向けの「夏休みおすすめ本リスト」の作成・全校配布（図書館）

小学1・2年生、3・4年生、5・6年生、そして中学生向けに、図書館職員が選んだおすすめの本を紹介したリストを毎年作成し、夏休み前に市内小・中学校に配布しています。また、おすすめ本は、夏休み期間中は、全館で別置き、子どもがすぐに本を手にとれる環境づくりに努めます。

¹ サピエ：視覚障がい者を始め、目で文字を読むことが困難な人を対象に、点字・音声データなど様々な情報を提供するネットワークのこと。

² デージー図書：活字による読書が困難な人向けに作成されたデジタル録音図書のこと。

³ LLブック：LLとは、スウェーデン語で「やさしく読める」の意味の略語。知的障がいや読み書き障がいなどの人が、情報を得て、読書を楽しむための本として作られている。

(3) 小学生から高校生向けの参加型図書館行事の開催（図書館）

「夏休み家族一日図書館員」は小・中学生とその家族が図書館の仕事を体験する行事です。また、「図書館ボランティア体験」は、高校生向けの講座であり、図書館職員の仕事を体験してもらうための企画です。どちらの企画も好評で、今後も継続し、図書館利用につなげます。

(4) 市内小・中学校におけるブックトークの実施（図書館・学校）

学校からの依頼により、授業や全校集会でブックトークを行います。

(5) 読み聞かせに関する講座の実施（図書館・公民館・地域学習支援課）

ボランティア等を対象とした図書館主催の「読み聞かせ実践講座」の他、「なるほど出前講座『デリバリーこだいら』」や公民館主催の子どもの読書に関する講座、また幼稚園の保護者を対象にした講座や、「小平地域サポート・ネット事業」における学校支援ボランティア対象の研修等で図書館職員が講師となり、読み聞かせの講座や絵本の紹介等を行います。

(6) 子どもたちにとって魅力ある図書館の環境整備（図書館）

ティーンズコーナーをはじめとする書架の充実や学習スペースの整備等、子どもたちのニーズを捉え、子どもたちが気軽に来館できるような環境整備を目指します。

また、小川駅西口地区市街地再開発事業の公共床に整備される予定の新しい小川西町図書館が、誰もが気軽に立ち寄れ、くつろいで滞在できる場となるような環境づくりを検討していきます。

【新】(7) 子どもの読書推進の支援（図書館）

子どもの自発的な読書の継続につながるよう、読書の足跡が手元に残る読書通帳や読書手帳、読書マラソンなどの他の図書館の取組を参考にして、子どもの読書意欲を継続的に促す方策を検討していきます。

(8) 職場体験、奉仕体験、インターンシップや実習生の受け入れ（図書館・学校）

市立図書館の様々な業務を体験してもらう中学生の職場体験、高校生の奉仕体験、司書資格修得を目指す大学生の実習などを積極的に受け入れます。

また、体験や実習の中で中学生・高校生が自分で選んだ本のPOPを作成してもらい、これをティーンズコーナーに飾ることで同じ10代への読書活動の推進に繋がります。

【新】(9) ティーンズ委員会の開催（図書館）

図書館をもっと魅力ある場所、また居心地の良い場所にしていくために活動するティーンズ委員会に、10代の中高生を募集します。この活動を通して、読書をするものの意義や楽しさを学び、子どもたち同士が本を薦め合うような読書環境の推進を図ります。

【新】（10）情報リテラシー⁴の支援（図書館）

中学生、高校生等が求める資料、情報に的確にアクセスできるよう、レファレンスサービスの充実を図るとともに、中学生・高校生が情報源の中から必要な情報を検索し、アクセスした情報を正しく評価し、活用する力を身につけられるような講座の企画を検討します。また、ネットワーク利用上の基本的なルールや著作権、知的財産権の尊重などの啓発など、情報活用の支援を行います。

【新】（11）アーカイブ⁵の利活用促進（図書館）

小平市の地理や歴史などの郷土学習に「こだいらデジタルアーカイブ⁶」を利活用していただけるよう講座やイベントを開催します。

（12）市内の高等学校との情報交換（図書館）

高校生の読書推進や市立図書館の利用につなげるため、高校生が必要としていること、学校生活の中で役立つことを学校等から情報収集し、それに応じた内容の図書の展示、行事等を行います。

（13）特別な支援を必要とする子どもへの支援（図書館）

一般の図書の利用が困難な子どもに向け、布の絵本・遊具、点訳絵本や録音図書、大活字本、外国語の図書・絵本を収集し、充実させます。また、視覚に障がいのある子ども、ディスレクシア（学習障がい的一种で、読み書きに関して困難がある症状）の子ども等に向け、視覚に障がいのある方等を対象とした情報提供サービス「サピエ」からデージー図書をダウンロードして貸出を行う他、デージー図書・マルチメディアデージー図書⁷やLLブック、大活字本等のPRを行い、読書に関する支援に努めていきます。

また、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、視覚障がい等のある子どもが市立図書館を利用しやすくなるよう施策のあり方を研究します。

（14）ホームページの充実（図書館）

平成30年度の図書館システムの更新により、図書館ホームページもリニューアルしました。「子どものページ」と「ティーンズページ」がとても見やすく使いやすくなりました。これらのコンテンツを定期的に更新し、子どもたちにとって魅力ある情報を伝えられるよう、内容の充実に努めます。

⁴ 情報リテラシー：さまざまな種類の情報源の中から必要な情報を検索し、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力

⁵ アーカイブ（archive）：重要記録を保存・活用し、未来に伝達すること

⁶ こだいらデジタルアーカイブ：小平市史および小平市に関する写真資料、絵図などをデジタル化してWEB上で記録保存及び公開をしている

⁷ マルチメディアデージー図書：音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル図書。音声で読み上げているフレーズの色が変わる（ハイライト機能）ため、どこを読んでいるかが一目でわかるようになっている。

(15) 小平市子ども文庫連絡協議会への支援（図書館）

小平市子ども文庫連絡協議会は、昭和47年に良い本の普及、子どもの本の研究を通して心豊かな子どもを育てることを目的として発足した団体で、小平市図書館の発足当初から、40年以上にわたって「おはなしと読み聞かせ」を協働で行ってきました。図書館では小平市子ども文庫連絡協議会に対し、活動場所の提供や講座や行事を共催していくなどの支援を行います。

(16) 児童館における読書活動の推進（子育て支援課）

児童館では、各館1,000冊を超える絵本や児童書を揃え、子どもたちが常に本とふれあえるよう充実した図書コーナーを設けています。また、絵本の読み聞かせや紙芝居などの行事を定期的に開催し、絵本や紙芝居の楽しさを伝えます。

(17) 放課後子ども教室における読書活動の推進（地域学習支援課）

放課後子ども教室において、紙芝居、読み聞かせ等を実施します。

(18) 学童クラブにおける読書活動の推進（子育て支援課）

学童クラブにおいて、読書の時間を設け、読み聞かせ等を実施します。また、購入により図書コーナーの充実に努めます。

(19) 児童文学講演会の開催（図書館）

大人に向けて、児童文学の素晴らしさを伝える講演会を開催し、子どもの読書に関する啓発を行います。

(20) リサイクル本の提供（図書館）

子どもたちの身近に魅力ある本が常にあるように、図書館に寄贈していただいた本や除籍した本で、ブックリサイクル予定の児童書を市内の保育園等に提供します。

(21) 子ども読書の日になんだ行事の開催（図書館）

子どもの読書活動の推進に関する法律で定められた「子ども読書の日（4月23日）」になんだ行事を開催し、子どもの読書活動についての関心を高めるよう努めます。

第6章 計画の推進と評価

本計画では、図書館を中心に、子どもの教育や育成に携わる市の関係各課が、家庭・学校・図書館・地域におけるそれぞれの分野で、子どもの読書活動の推進のための事業を実施し、読書環境の整備・充実に努めていきます。

なお、本計画の推進にあたっては、関係各課が委員として構成される「小平市子ども読書活動推進計画検討委員会」において、進捗状況の点検・評価を行うとともに、図書館協議会に報告を行い意見を聴取して、それを基に、必要に応じて事業内容及び手法などの改善を図り、計画的・効果的に施策や事業を推進していきます。

計画事業一覧

大項目	No	事業項目	所管部署
家庭における読書活動の推進	1	【新】乳幼児とその保護者へのサービス	図書館
	2	【新】ブックスタートの実施	健康推進課、図書館
	3	図書館における行事の定期的な開催	図書館
	4	【新】これから子育てをする方へのサービス	図書館
	5	おはなし室の開放	図書館
	6	子育て支援課との連携	子育て支援課、図書館
学校等における読書活動の推進	1	学校図書館指導年間計画の作成と実施	学校、指導課
	2	学習情報センター機能の充実	学校
	3	学校図書館システムの整備	学務課、図書館
	4	学校における市立図書館資料の活用	学校、図書館
	5	図書の購入方針・廃棄基準の整備	学務課、学校
	6	学校図書館担当教諭の資質向上	指導課、学校
	7	啓発・広報の充実	学校
	8	児童・生徒の主体的な読書活動の推進	学校
	9	小・中学校の学校図書館の機能の充実	図書館、指導課、学校
	10	学校図書館協力員への研修会の開催	図書館、学校
	11	小・中学校における学校図書館システムの活用支援	図書館
	12	特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	図書館、指導課、学校
	13	幼稚園の図書館見学	図書館
	14	保育園における読書活動の推進	保育課
	15	幼稚園における読書活動の推進	図書館
図書館・地域における読書活動の推進	1	小学校入学年時における図書館案内	図書館、学校
	2	小・中学校向けの「夏休みおすすめ本リスト」の作成・全校配布	図書館
	3	小学生から高校生向けの参加型図書館行事の開催	図書館
	4	市内小・中学校におけるブックトークの実施(図書館・学校)	図書館、学校
	5	読み聞かせに関する講座の実施	図書館、公民館、地域学習支援課
	6	子どもたちにとって魅力ある図書館の環境整備	図書館
	7	【新】子どもの読書推進の支援	図書館
	8	職場体験、奉仕体験、インターシップや実習生の受け入れ	図書館、学校
	9	【新】ティーンズ委員会の開催	図書館
	10	【新】情報リテラシーの支援	図書館
	11	【新】アーカイブの利活用促進	図書館
	12	市内の高等学校との情報交換	図書館
	13	特別な支援を必要とする子どもへの支援	図書館
	14	ホームページの充実	図書館
	15	小平市子ども文庫連絡協議会への支援	図書館
	16	児童館における読書活動の推進	子育て支援課
	17	放課後子ども教室における読書活動の推進	地域学習支援課
	18	学童クラブにおける読書活動の推進	子育て支援課
	19	児童文学講演会の開催	図書館
	20	リサイクル本の提供	図書館
	21	子ども読書の日にちなんだ行事の開催	図書館

(全42件)

※【新】… 第3次計画に記載がなく、第4次計画から新たに記載した取組

第4次小平市子ども読書活動推進計画の組立

計画策定の背景

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、「小平市教育振興基本計画」を踏まえて、今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組などを示すもの

第3次計画の成果と課題

主な成果

家庭に向けた取組では、3～4か月児健康診査時に読み聞かせをした後、その絵本を手渡すブックスタートを平成30年度から開始した。
学校に向けた取組では、小・中学校への学校図書館協力員の配置を継続し、学校図書館の整備充実に努めた。

課題

- 1 学年が進むにつれて増加する読書離れへの対応
- 2 市立図書館の学校への支援のあり方
- 3 行事内容の検討
- 4 地域の特性に対応した取組
- 5 子どもたちが気軽に図書館に来館できるような環境整備
- 6 情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響

第4次計画の方向性

計画の方針

前次計画に引き続き学校図書館支援の充実に努めるとともに、子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、学校、図書館・地域をはじめとした社会全体で、子どもが読書に親しむための環境整備に努める。

計画の目標

- 1 幼い時期における読書活動の推進
- 2 読書習慣が継続するための取組の推進
- 3 学校図書館との連携・協力体制の充実

計画の対象

0歳からおおむね18歳まで

計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

具体的な取組

1 家庭における読書活動の推進

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 乳幼児とその保護者へのサービス | ⑤ お話し室の開放 |
| ② ブックスタートの実施 | ⑥ 子育て支援課との連携 |
| ③ 図書館における行事の定期的な開催 | |
| ④ これから子育てをする方へのサービス | |

2 学校等における読書活動の推進

- ① 学校図書館指導年間計画の作成と実施
- ② 学習情報センター機能の充実
- ③ 学校図書館システムの整備
- ④ 学校における市立図書館資料の活用
- ⑤ 図書の購入方針・廃棄基準の整備
- ⑥ 学校図書館担当教諭の資質向上
- ⑦ 啓発・広報の充実
- ⑧ 児童・生徒の主体的な読書活動の推進
- ⑨ 小・中学校の学校図書館の機能の充実
- ⑩ 学校図書館協力員への研修会の開催
- ⑪ 小・中学校における学校図書館システムの活用支援
- ⑫ 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援
- ⑬ 幼稚園の図書館見学
- ⑭ 保育園における読書活動の推進
- ⑮ 幼稚園における読書活動の推進

3 図書館・地域における読書活動の推進

- ① 小学校入学年時における図書館案内
- ② 小・中学校向けの「夏休みおすすめ本リスト」の作成・全校配布
- ③ 小学生から高校生向けの参加型図書館行事の開催
- ④ 市内小・中学校におけるブックトークの実施
- ⑤ 読み聞かせに関する講座の実施
- ⑥ 子どもたちにとって魅力ある図書館の環境整備
- ⑦ 子どもの読書推進の支援
- ⑧ 職場体験、奉仕体験、インターンシップや実習生の受入れ
- ⑨ ティーンズ委員会の開催
- ⑩ 情報リテラシーの支援
- ⑪ アーカイブの利活用促進
- ⑫ 市内の高等学校との情報交換
- ⑬ 特別な支援を必要とする子どもへの支援
- ⑭ ホームページの充実
- ⑮ 小平市子ども文庫連絡協議会への支援
- ⑯ 児童館における読書活動の推進
- ⑰ 放課後子ども教室における読書活動の推進
- ⑱ 学童クラブにおける読書活動の推進
- ⑲ 児童文学講演会の開催
- ⑳ リサイクル本の提供
- ㉑ 子ども読書の日にちなんだ行事の開催

参考資料

(資料1)「第4次小平市子ども読書活動推進計画」に向けてのアンケートの集計について

1. 調査目的

令和2年度からの「第4次小平市子ども読書活動推進計画」を策定するにあたり、急速に変化する世の中における現時点での子どもの読書状況を把握する。

2. 調査対象

幼稚園児、保育園児、小学校4年生、中学校2年生、高校2年生

3. 調査方法

(1) 幼稚園・保育園

①訪問により調査票を配布・回収

②保護者による回答

(2) 小・中学校

①交換便により調査票を配布・回収

②本人による回答

(3) 高校

①訪問により調査票を配布・回収

②本人による回答

4. 調査期間

平成31年1月中旬から平成31年2月28日まで

5. 配布・回収状況

未就学

配布：510、回収：284 回収率：55%

就学

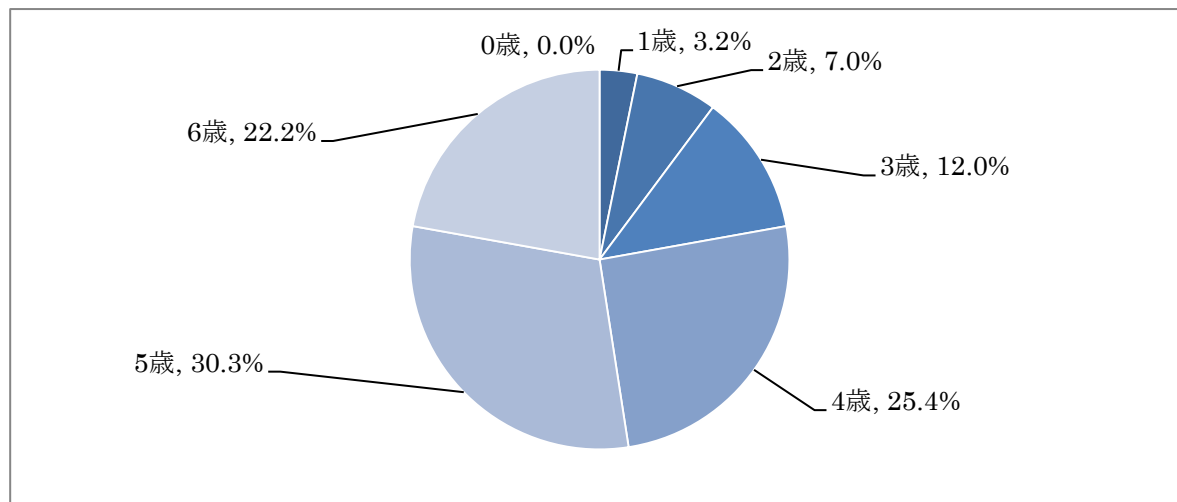
配布：1,380、回収：951 回収率：68%

6. 調査結果について

次ページ以降参照

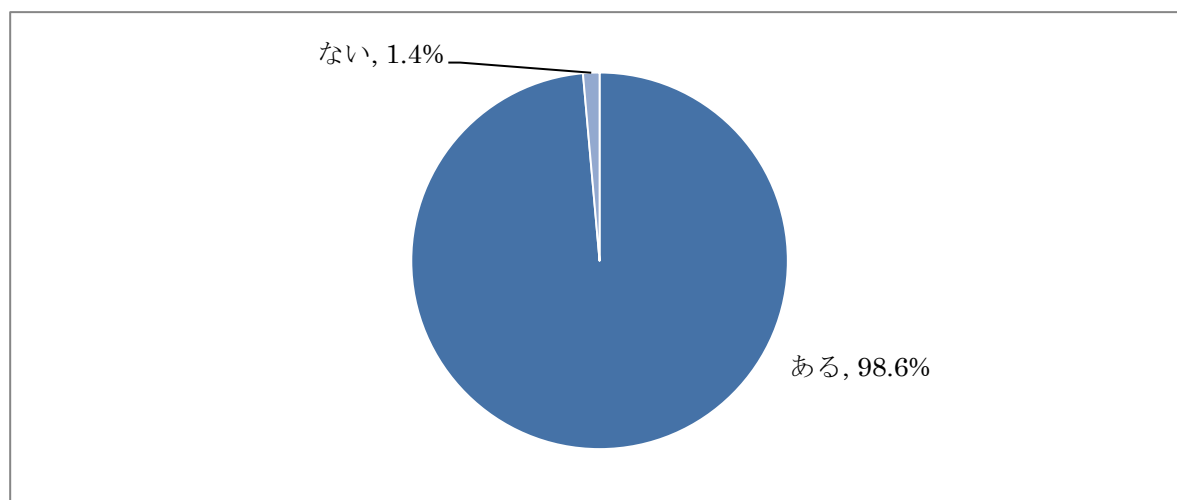
「第4次小平市子ども読書活動推進計画」に関するアンケート調査結果について【幼稚園・保育園】

問1. お子さんはいくつですか。



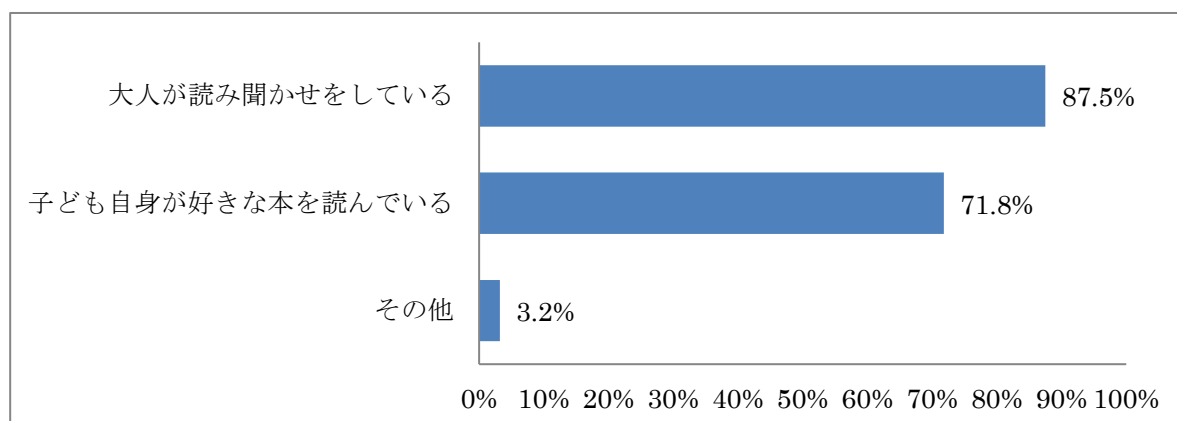
※調査が、年度末であったため、保育園入所の子に0歳児はいない。

問2. おさんは普段、本と接する機会がありますか。

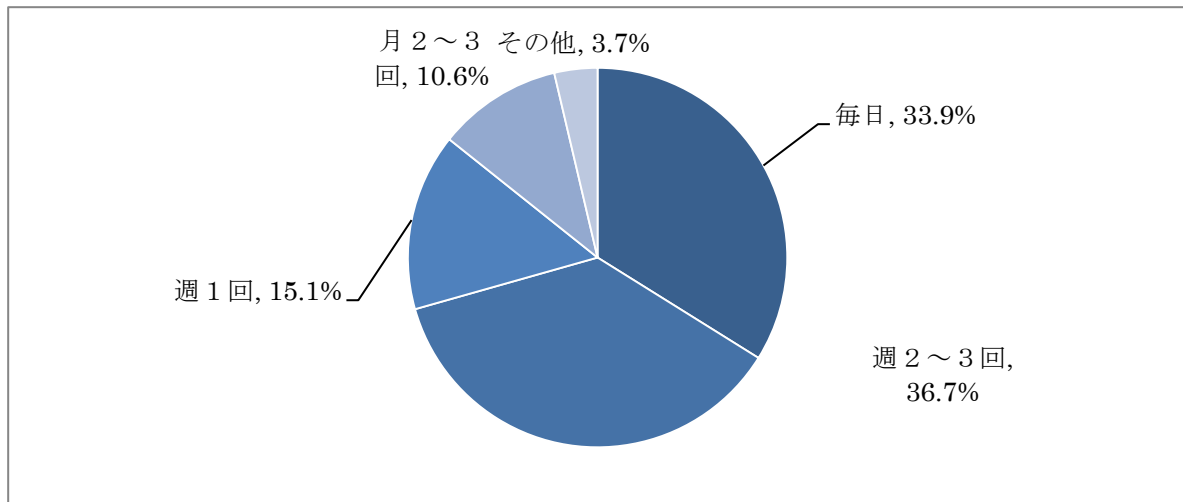


◆【問2】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。（問3～問9）

問3. おさんはどのように本と接していますか



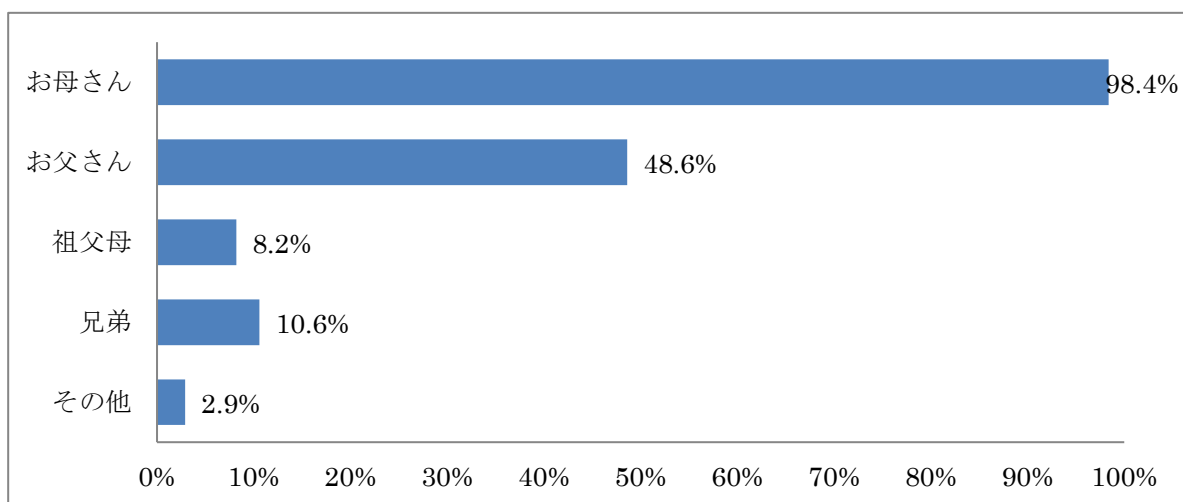
問4. 【問3】で「1. 大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。読み聞かせをどのくらいしますか。



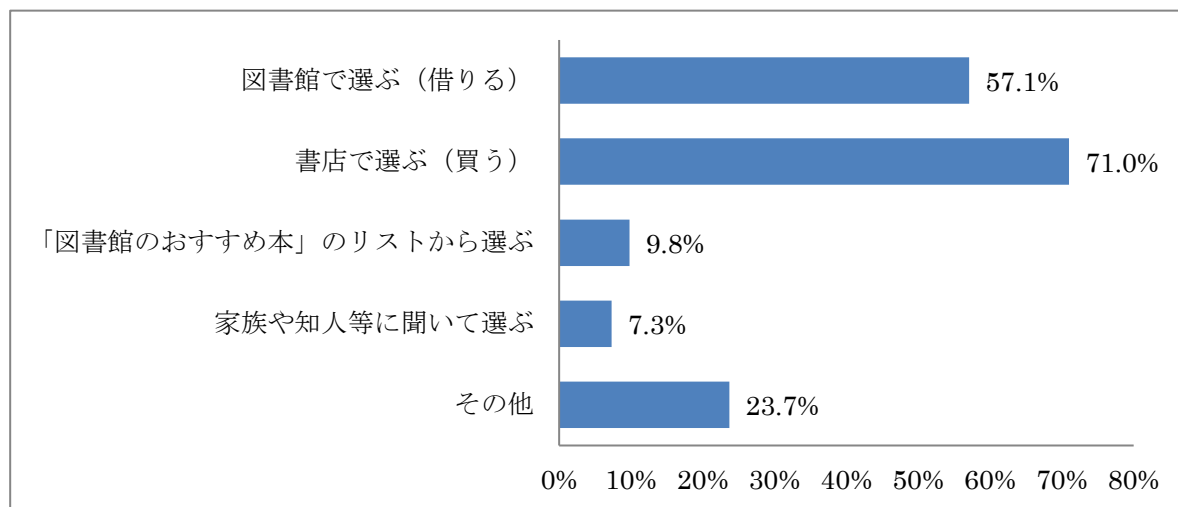
問5. 【問3】で「1. 大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。よく読み聞かせをする本、またはお子さんが気に入っている本のタイトルを1冊あげてください。

ウォーリーをさがせ！、アンパンマンシリーズ、おしりたんていシリーズ、かいじゅうたちのいるところ、からすのパンやさん、ぐりとぐら、三びきのやぎのがらがらどん、しろおうさまとくろおうさま、そらめくんのベッド、どんぐりむらのどんぐりえん、ねないこだれだ、のりものの本、のんたんシリーズ、はじめてのおつかい、バムとケロの空のたび、はれときどきぶた、ふみきりくん、わんぱくだんシリーズ など

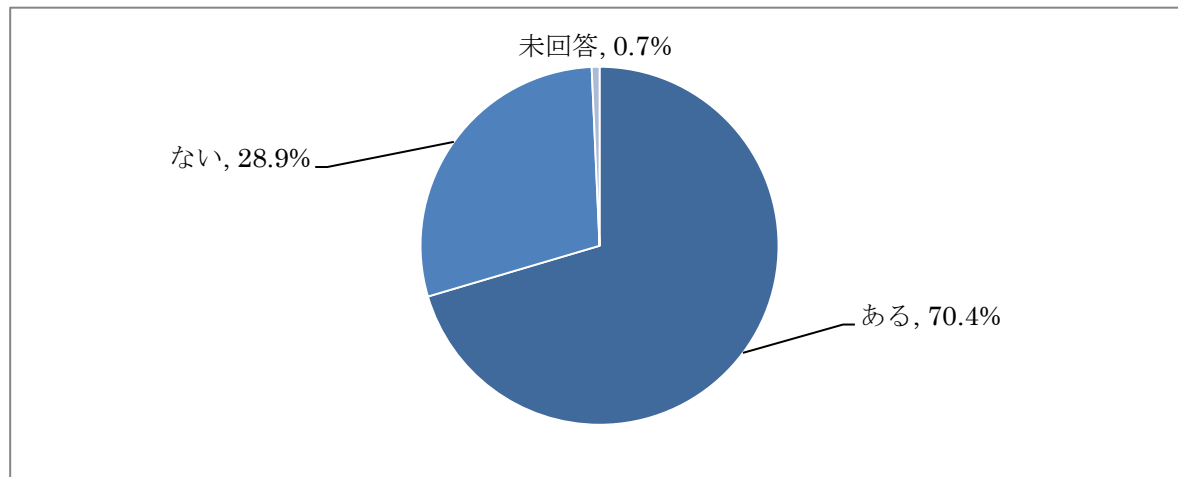
問6. 【問3】で「1. 大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。家庭で読み聞かせをしてあげるのは、おもにどなたですか。



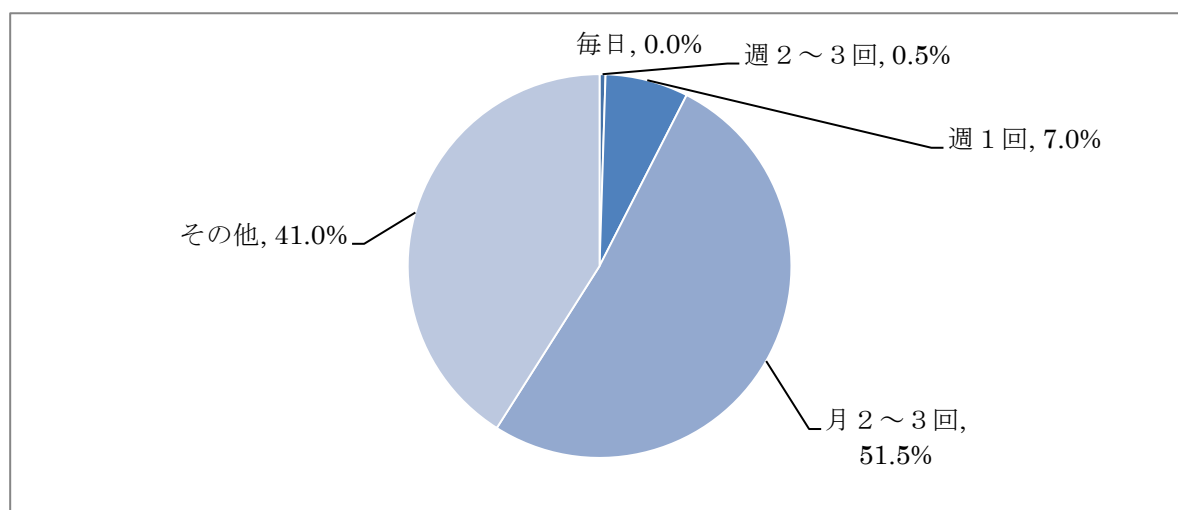
問7. 【問3】で「1. 大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。
読み聞かせのための本は、どのように選びますか。



問8. お子さんと一緒に市立図書館を利用することがありますか。



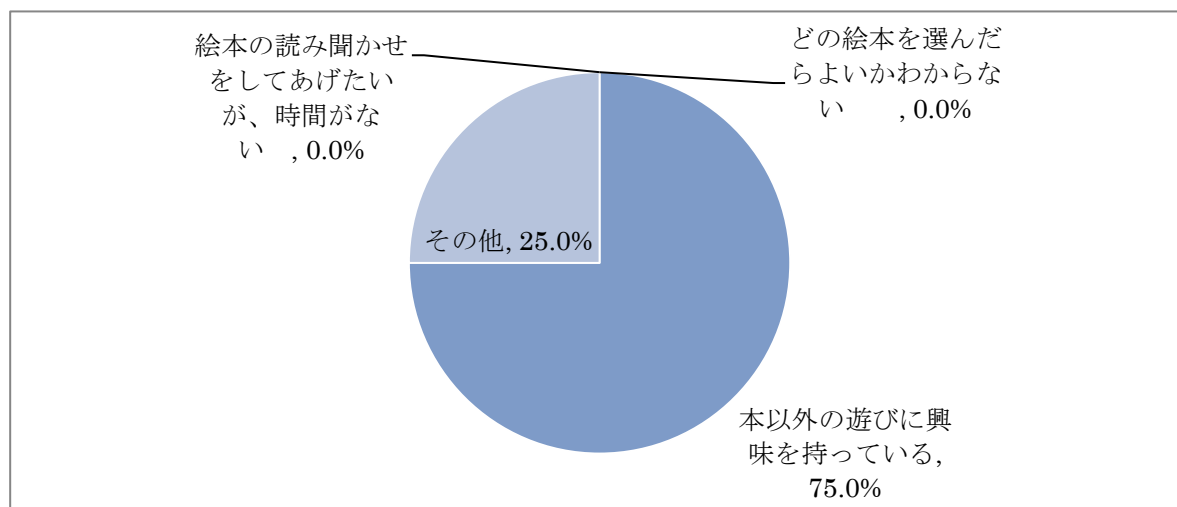
問9. 【問8】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。
市立図書館をどのくらい利用しますか。



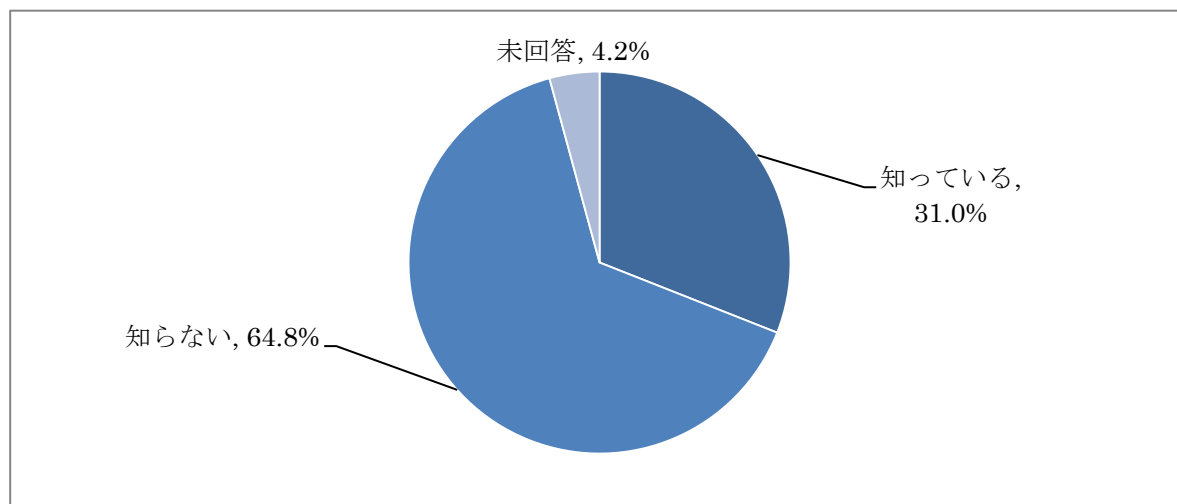
※その他としては、「月1回」など、月2～3回より少ない回答が多かった

問10. 【問2】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。

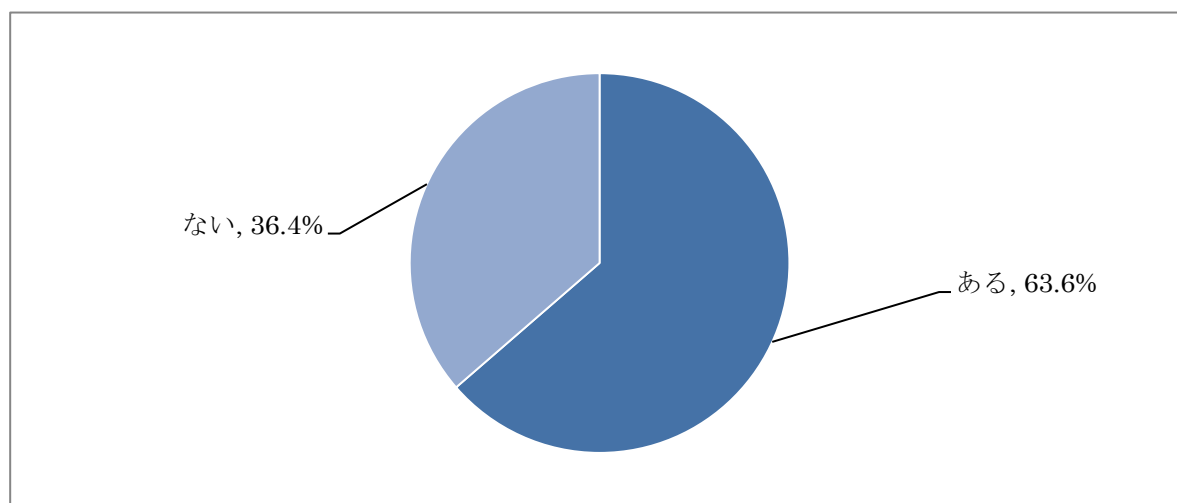
お子さんが本と接する機会がないのはなぜですか。



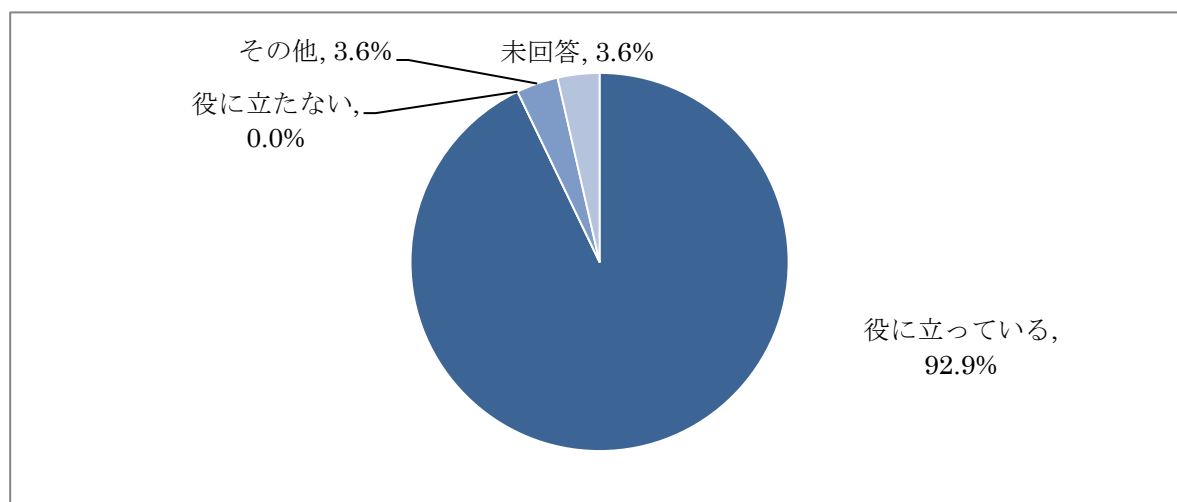
問11. 小平市の図書館では、年齢別の絵本リストを作成しています。リストのことを知っていますか。



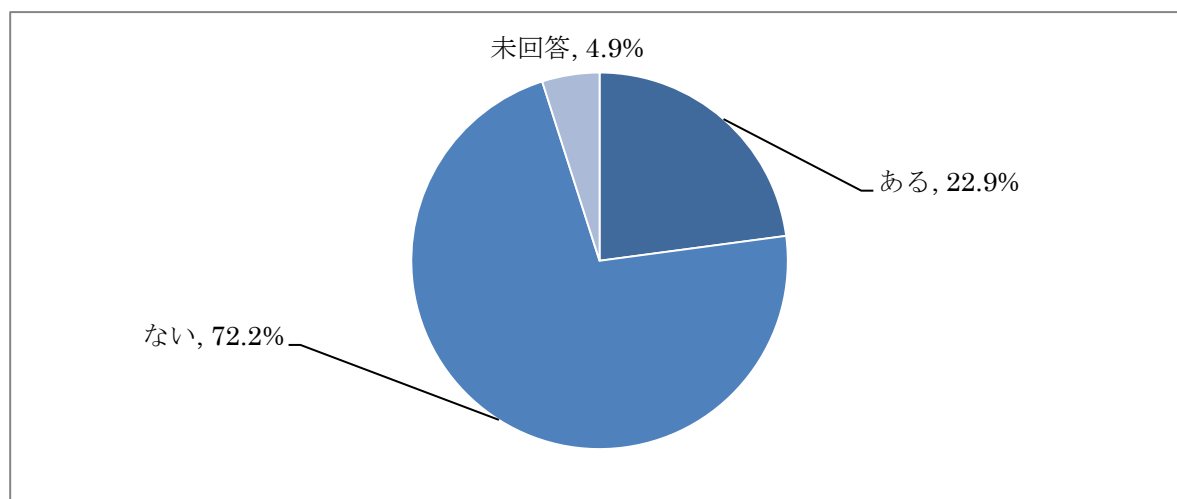
問12. 【問11】で「1. 知っている」とお答えの方におたずねします。このリストを活用したことがありますか。



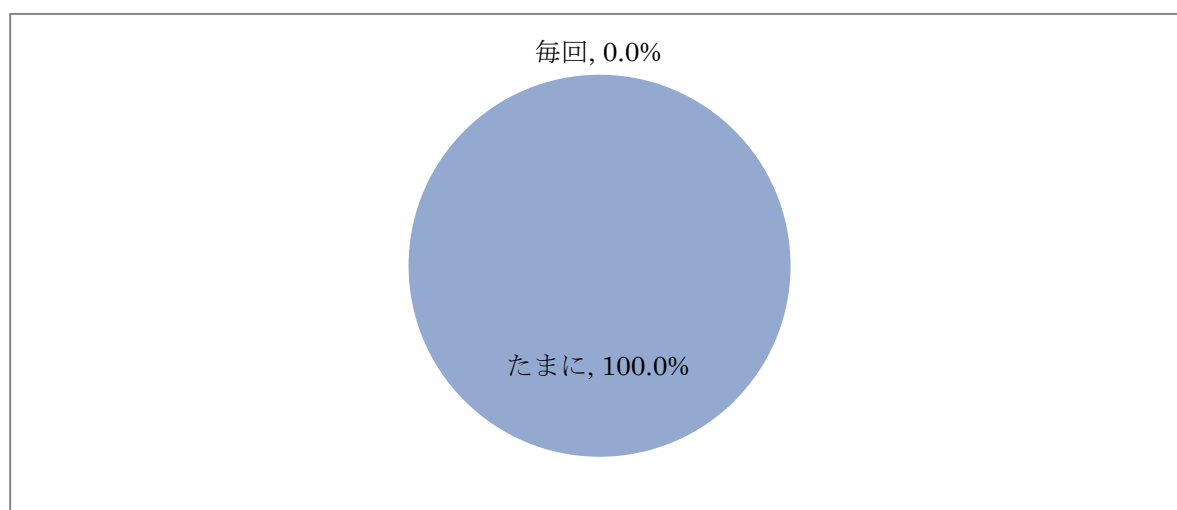
問13. 【問12】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。活用してみていかがでしたか。



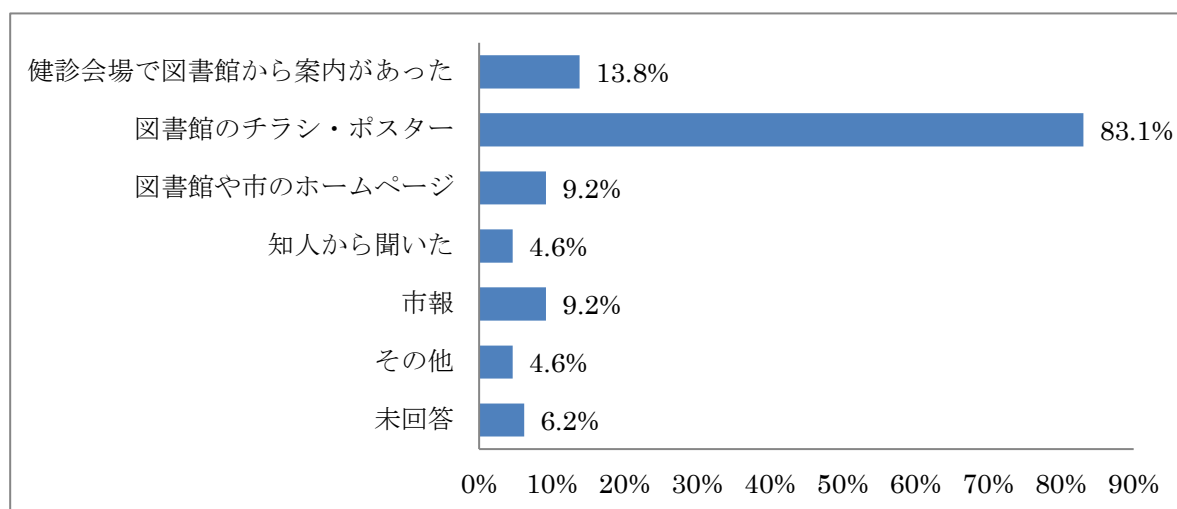
問14. 市立図書館で開催している「えほんのへや」、「おはなし会」、また「こだいら子ども読書月間」などの行事に参加したことがありますか。



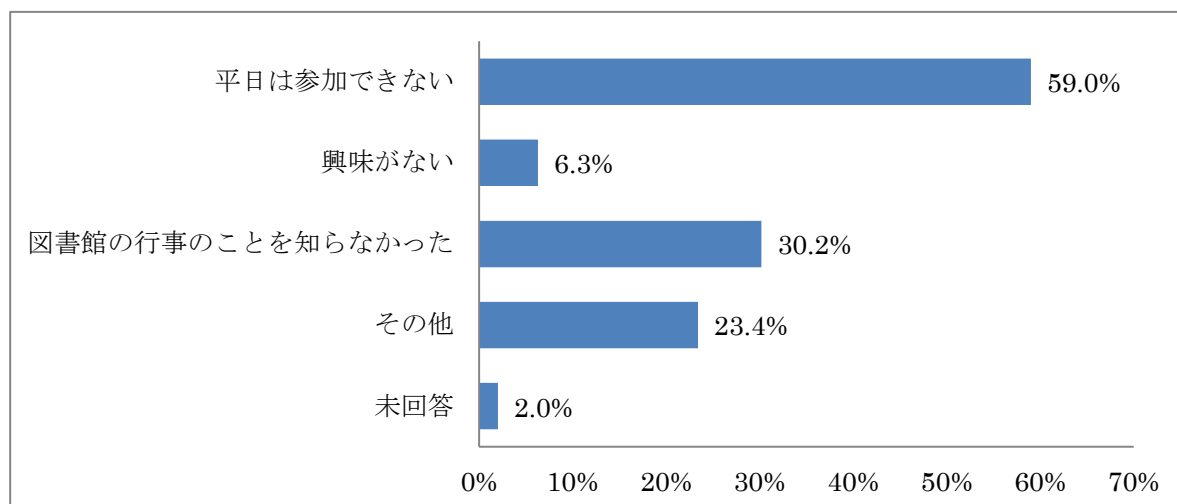
問15. 【問14】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。どのくらい参加していますか。



問16. 【問14】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。市立図書館の行事は何で知りましたか。



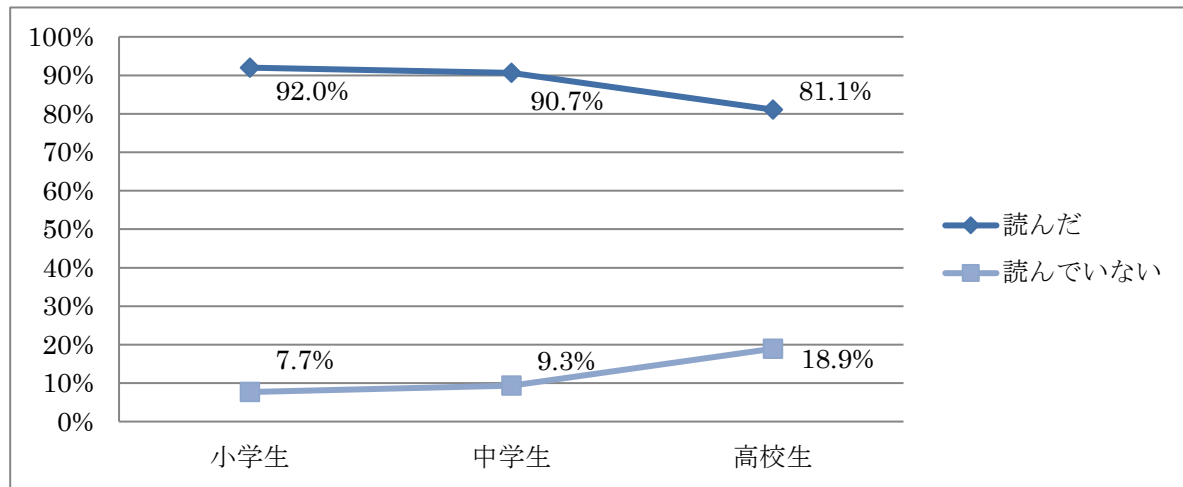
問17. 【問14】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。参加したことがない理由は何ですか。



「第4次小平市子ども読書活動推進計画」に関するアンケート調査結果について 【小・中学校、高校】

【読書状況について】

問1. 最近(ここ3か月以内ぐらいで)、本(電子書籍を含む)を読みましたか。



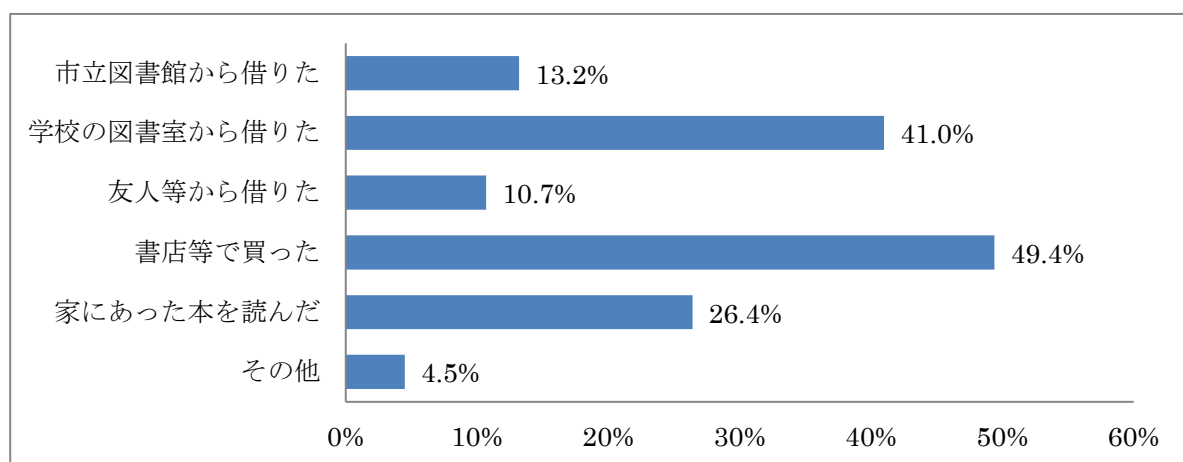
問2. 【問1】で「1. 読んだ」とお答えの方におたずねします。

面白かった本、または好きな本のタイトルは何ですか。

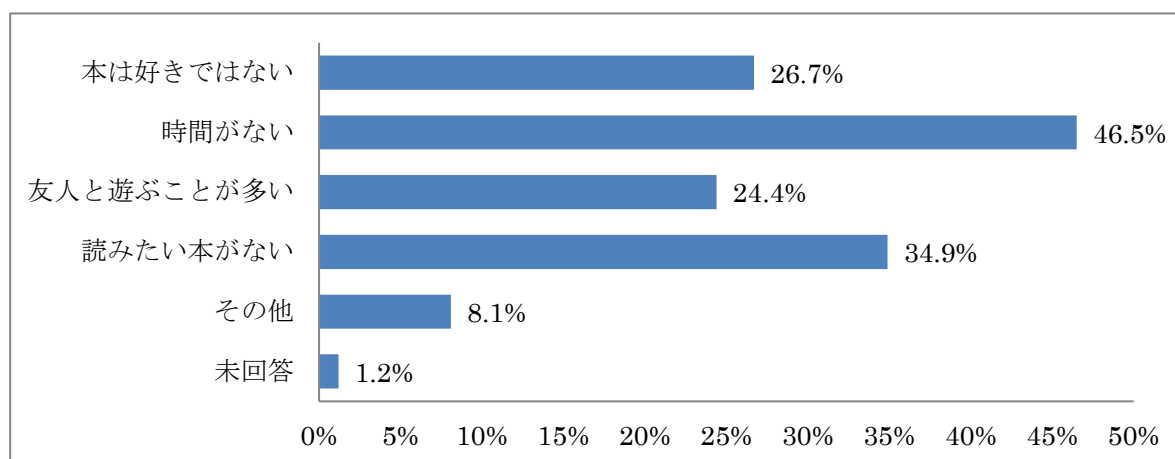
5分後に意外な結末、青い本、あるかしら書店、暗号クラブ、おしりたんてい、かいけつゾロリ、怪談オウマガドキ学園、キャプテン、空想科学読本、グレッグのダメ日記、黒魔女さんが通る！！、コナン、ざんねんないきものずかん、スラムダンク、絶望鬼ごっこ、銭天堂、戦国ベースボール、ダレンシャン、チョコレート戦争、バッテリー、はっとりはんぞう、ハリーポッター、星のカービィ、ほねほねザウルス、マジックツリーハウス、若おかみは小学生！、ワンピース、ういらぶ。、君たちはどう生きるか、君の膵臓を食べたい、塩の街、スマホを落としただけなのに、スレーテッド、都会のトムソーヤ、人魚の眠る家、フォルトウナの瞳、武道館、文豪ストレイドッグス、ぼっちゃん、マスカレードホテル、ラプラスの魔女、沈黙のパレード、クリスマスキャロル、こころ など

問3. 【問1】で「1. 読んだ」とお答えの方におたずねします。

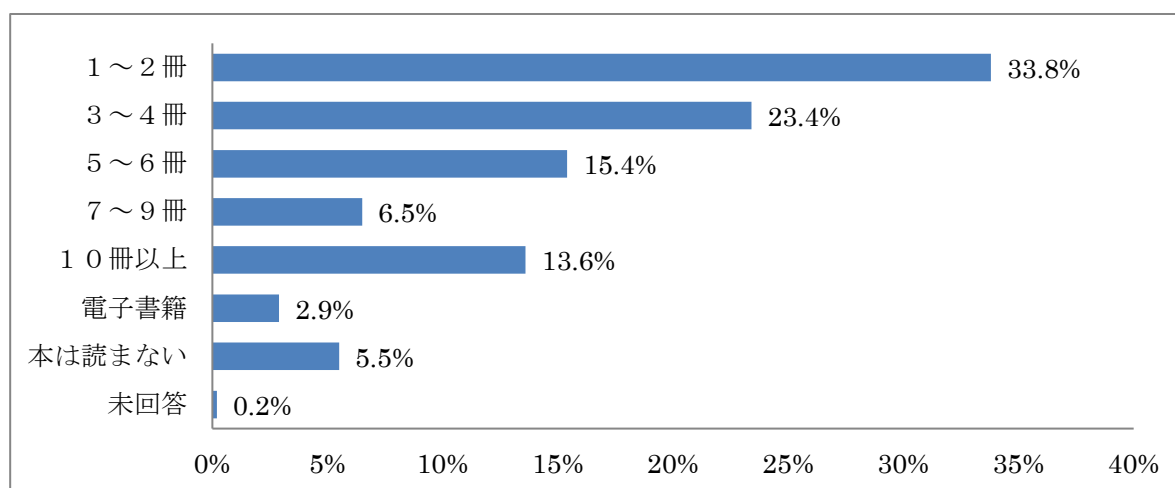
最近読んだ本は、どのようにして入手(にゅうしゅ)したのですか。



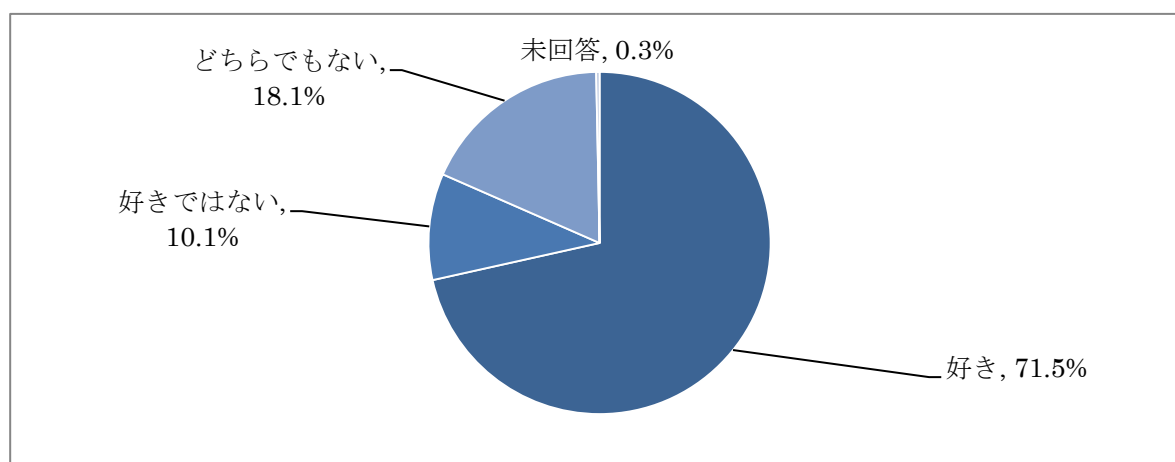
問4. 【問1】で「2. 読んでいない」とお答えの方におたずねします。
本を最近読んでいない理由は何ですか。



問5. 1か月に平均して本を何冊ぐらい読みますか。

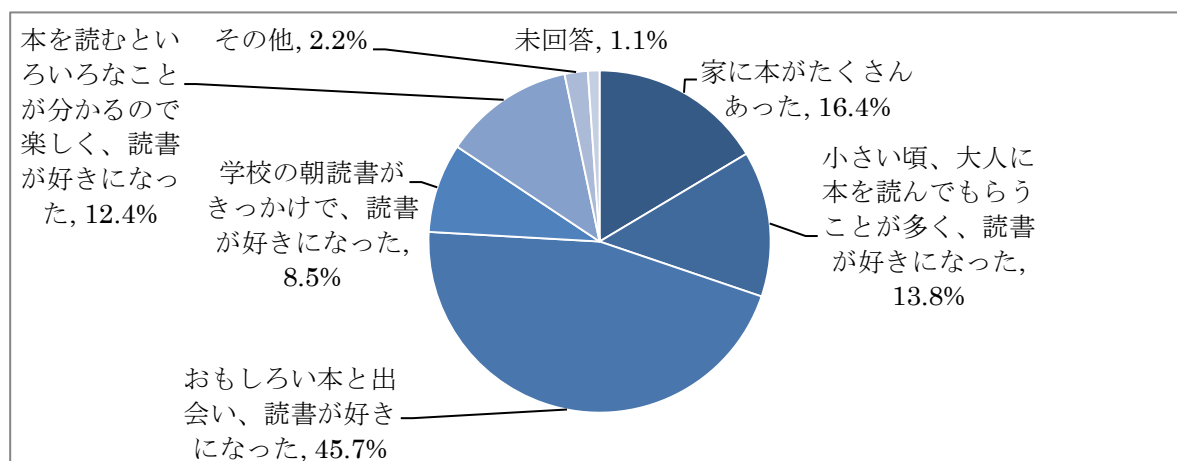


問6. 読書は好きですか。

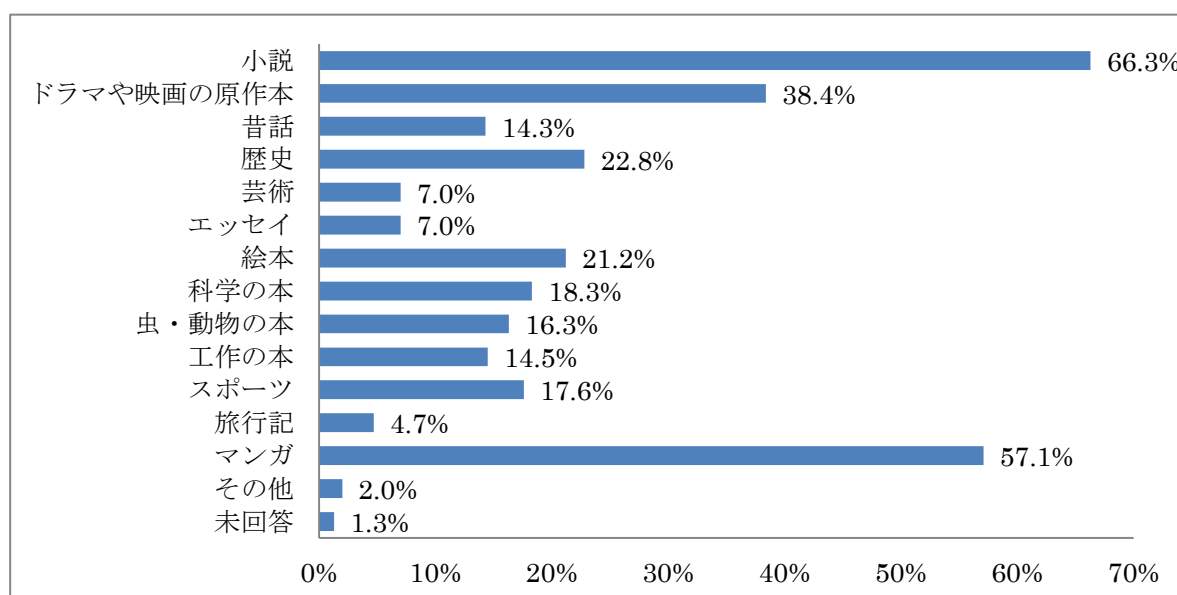


問7. 【問6】で「1. 好き」とお答えの方におたずねします。

読書が好きになったきっかけは何だと思いますか。

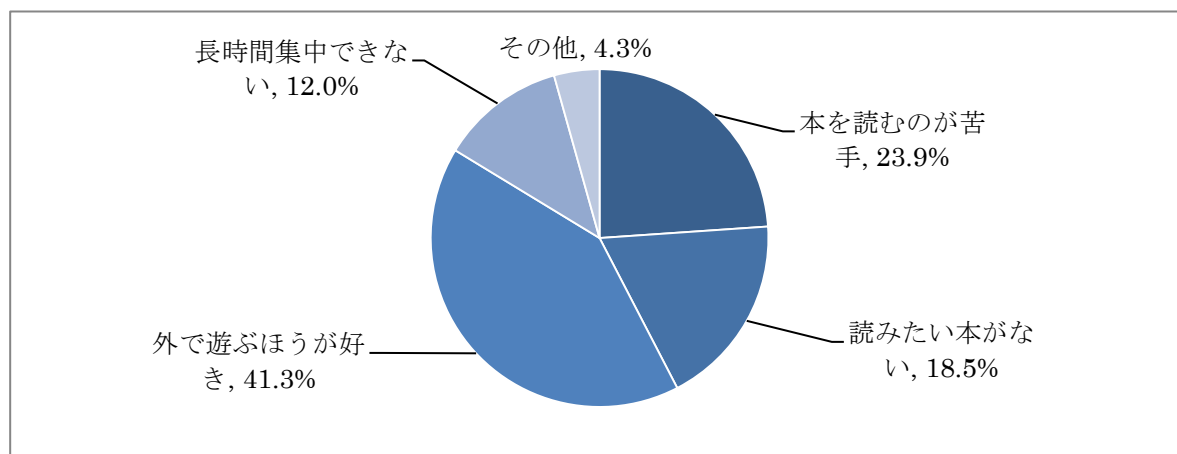


問8. 【問6】で「1. 好き」とお答えの方におたずねします。どんな種類の本が好きですか。



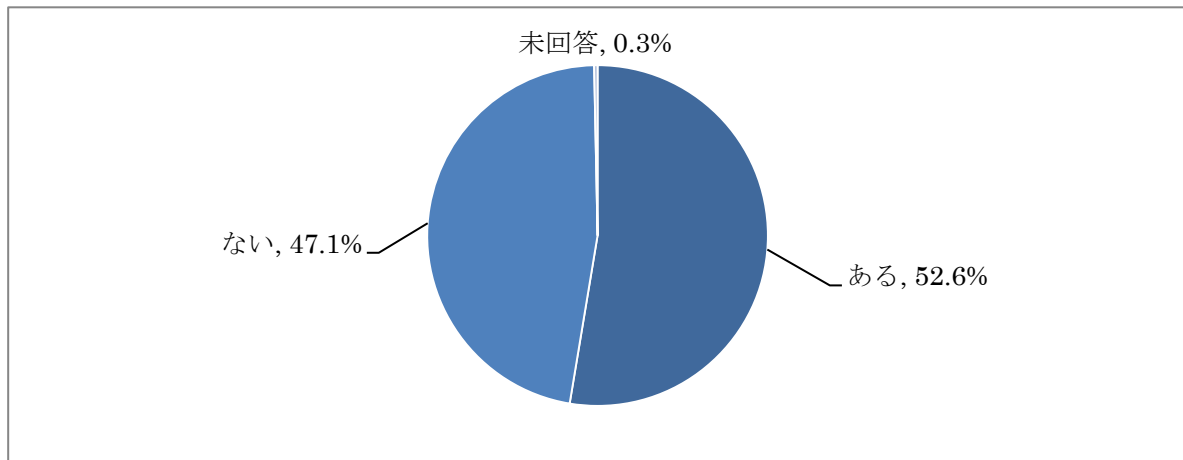
問9. 【問6】で「2. 好きではない」とお答えの方におたずねします。

読書が好きではない理由は何だと思いますか

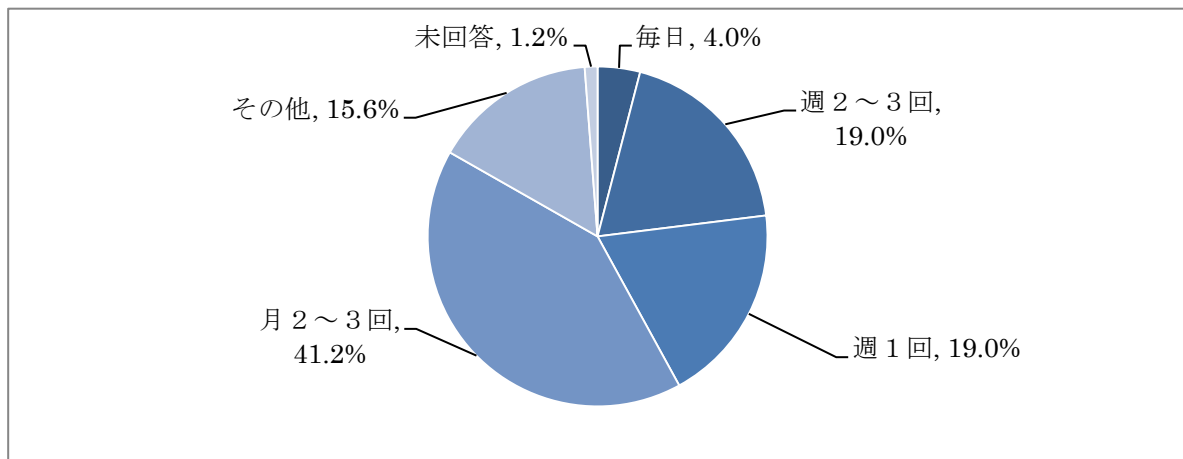


【学校図書館の利用について】

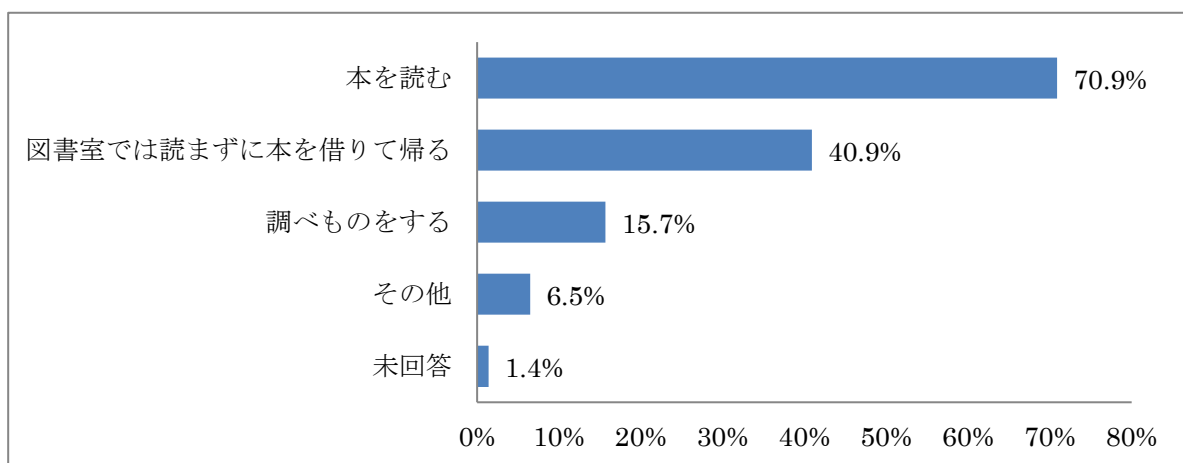
問10. 授業以外の休み時間や放課後など、学校の図書室を利用することがありますか。



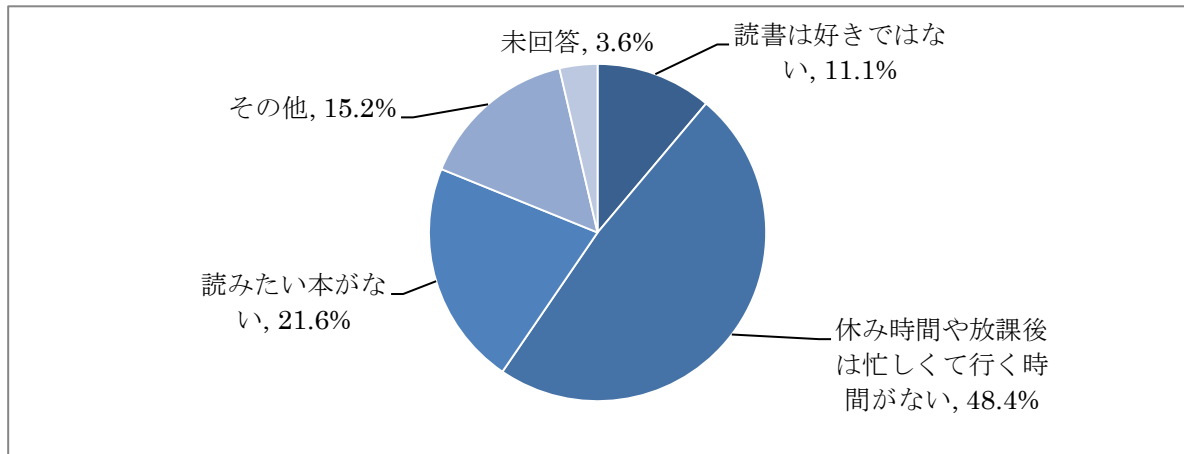
問11. 【問10】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。学校の図書室をどのくらい利用しますか。



問12. 【問10】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。学校の図書室をどのように利用しますか。

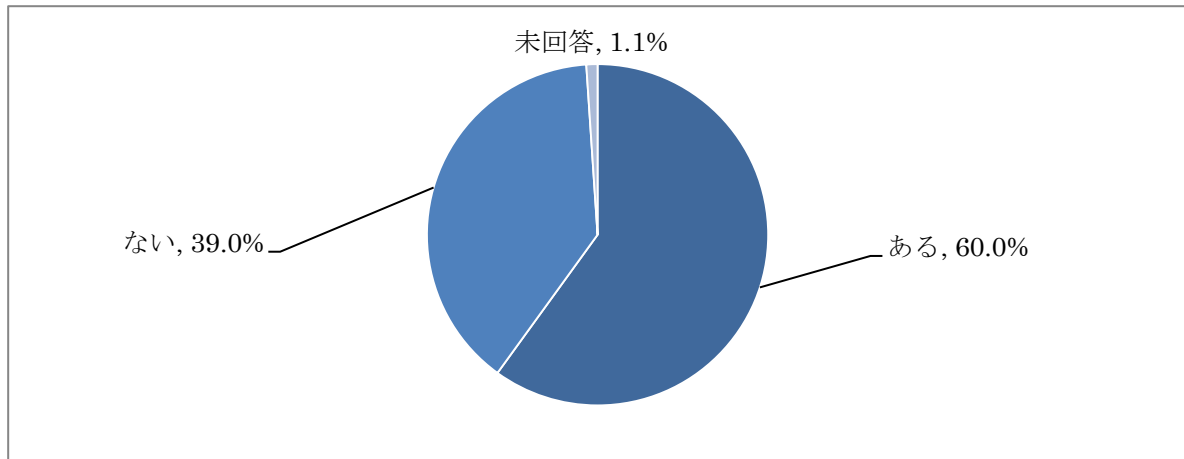


問13. 【問10】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。学校の図書室を利用しないのはなぜですか。

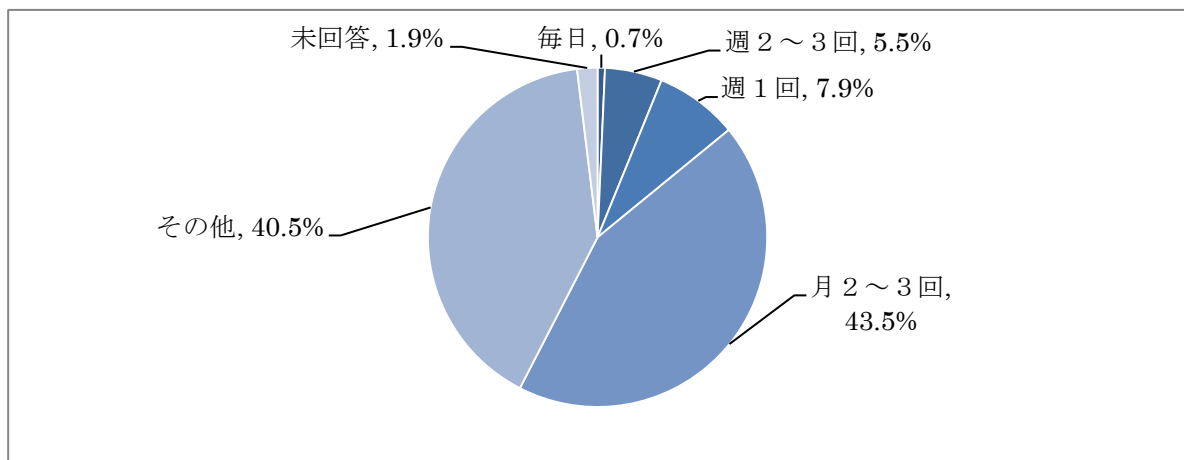


【市立図書館の利用について】

問14. 市立図書館を利用することがありますか。



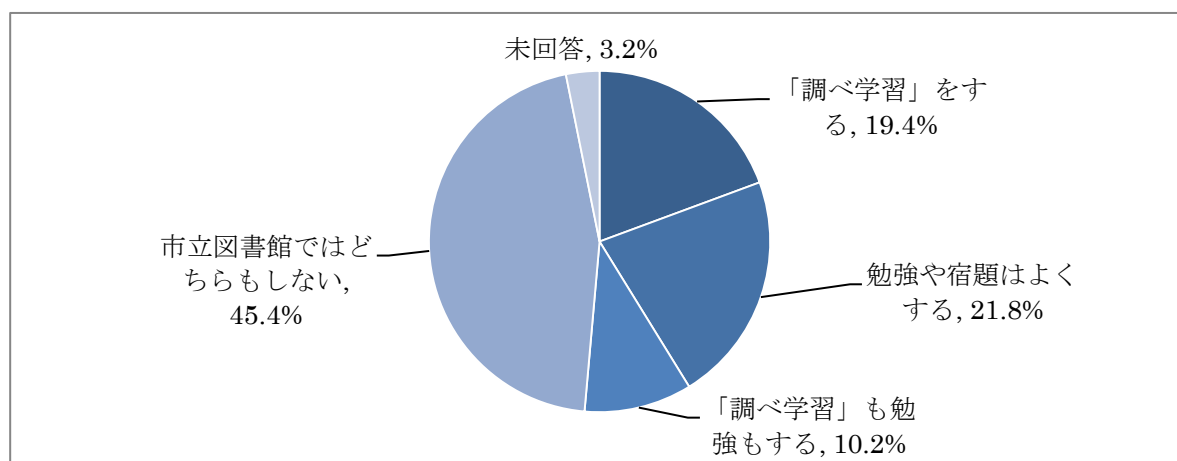
問15. 【問14】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。市立図書館をどのくらい利用しますか。



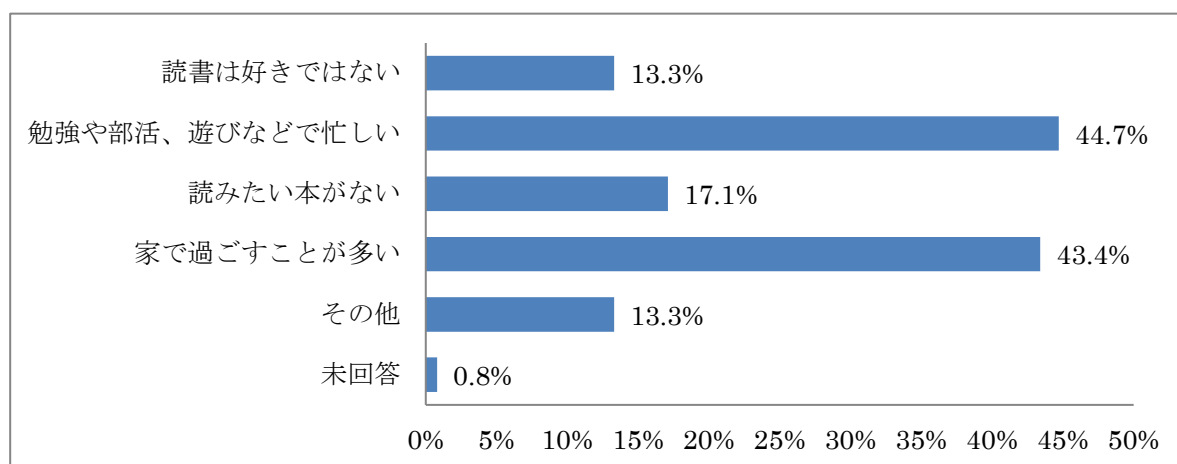
※その他としては、「月1回」など、月2～3回より少ない回答が多かった

問16. 【問14】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。

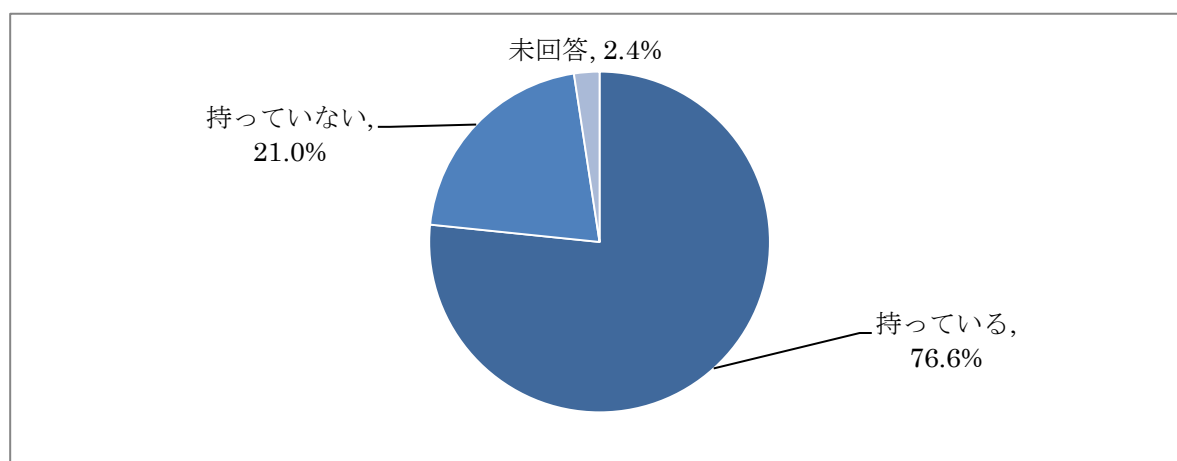
市立図書館で、「調べ学習」(学校で出された課題の調べもの)や、勉強をすることはありますか。



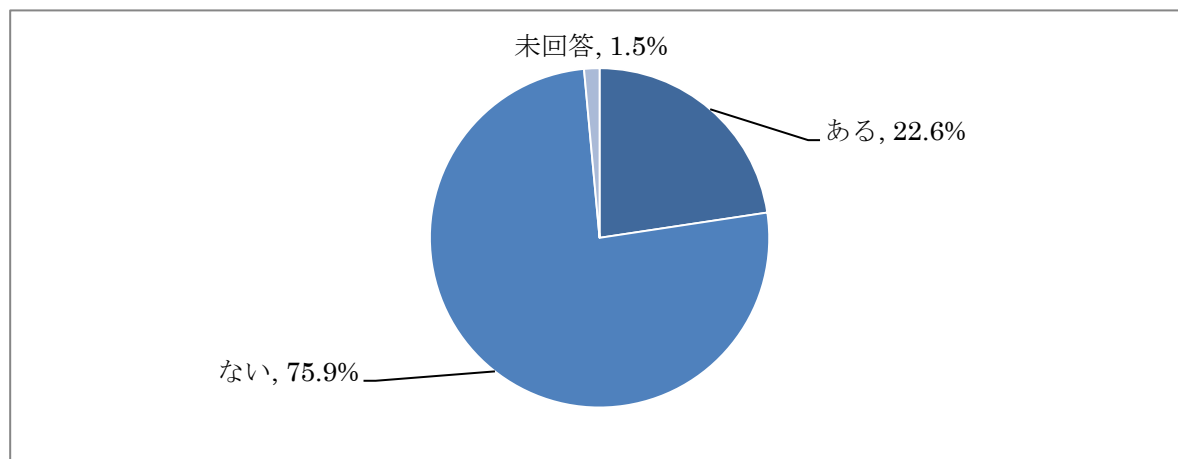
問17. 【問14】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。市立図書館に行かない理由は何ですか。



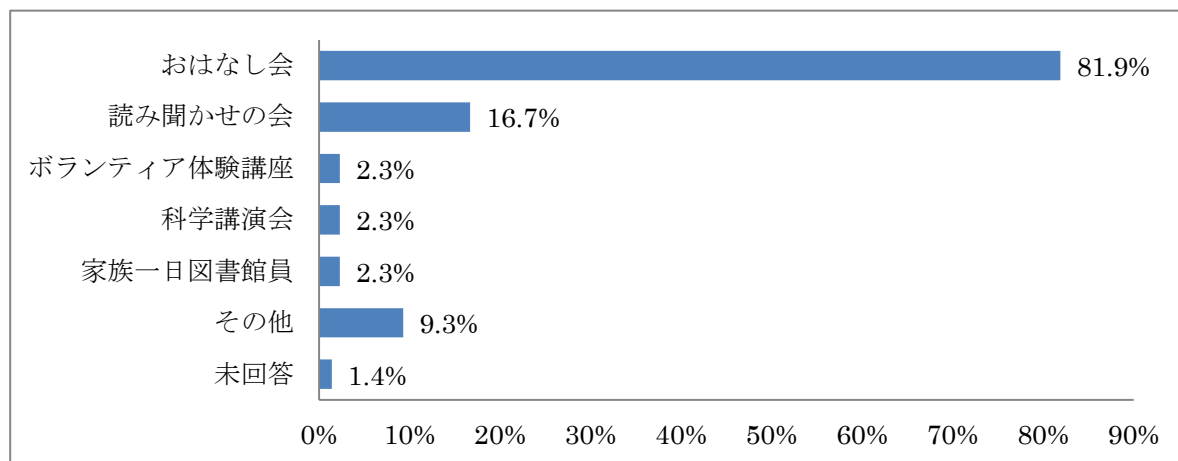
問18. 市立図書館の利用カードを持っていますか。



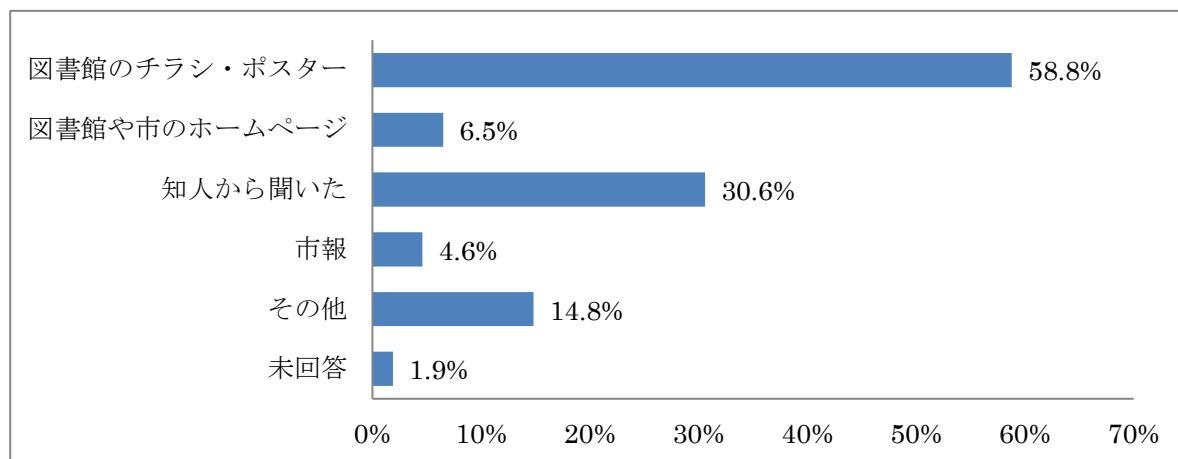
問19. 市立図書館で開催している行事に参加したことがありますか。



問20. 【問19】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。参加したことの行事はなんですか。

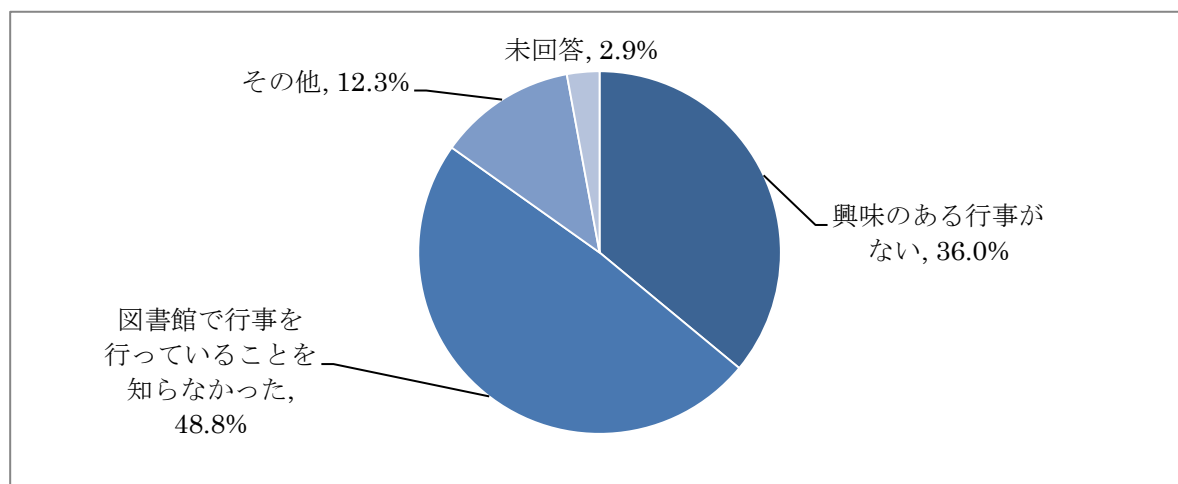


問21. 【問19】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。市立図書館の行事を何で知りましたか。

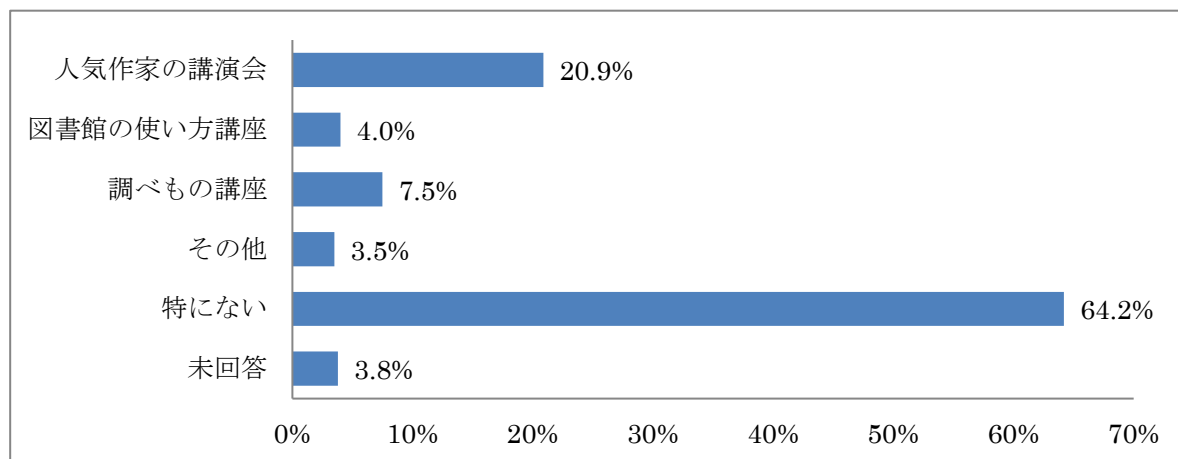


問22. 【問19】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。

市立図書館の行事に参加しない理由は何ですか。

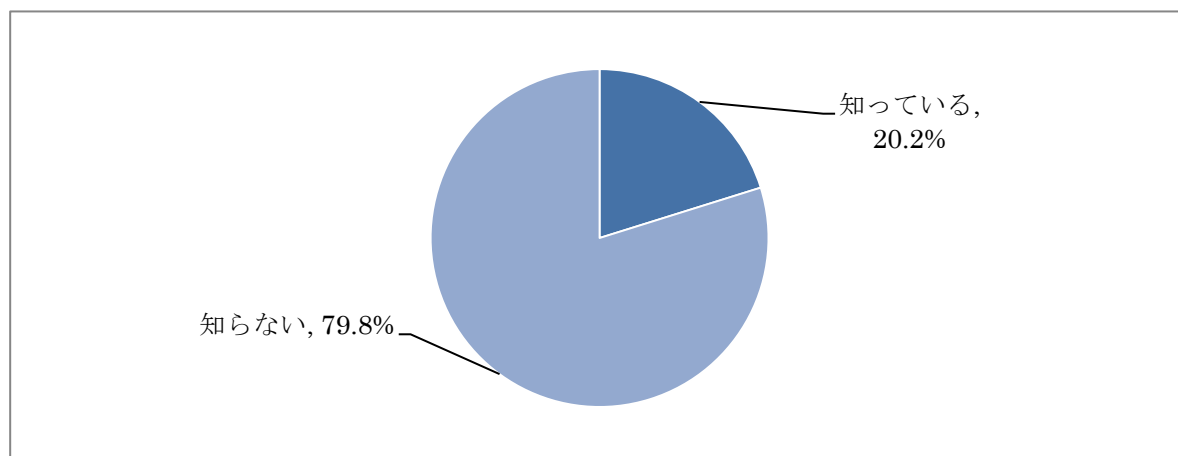


問23. 市立図書館で開催してほしい行事はありますか。

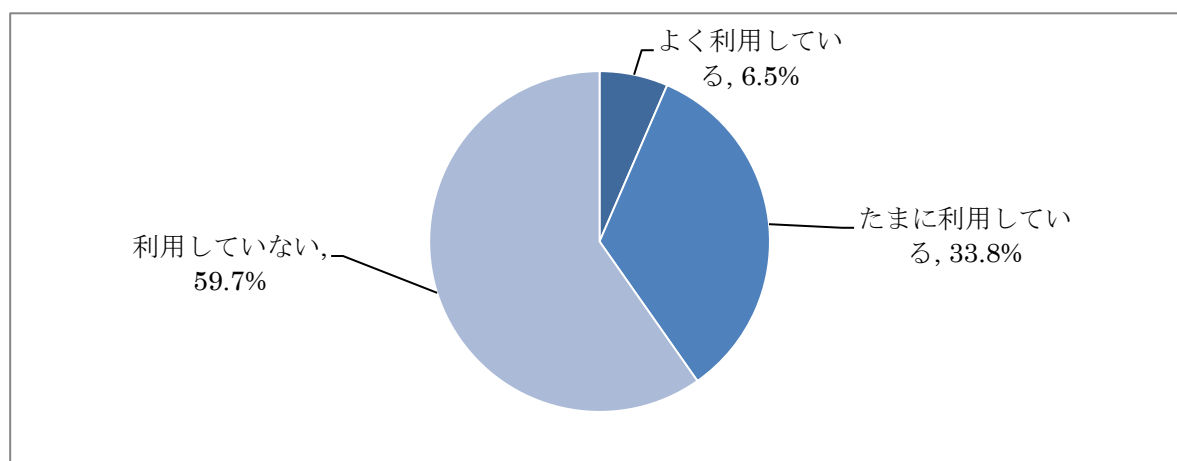


【ティーンズコーナーについて】

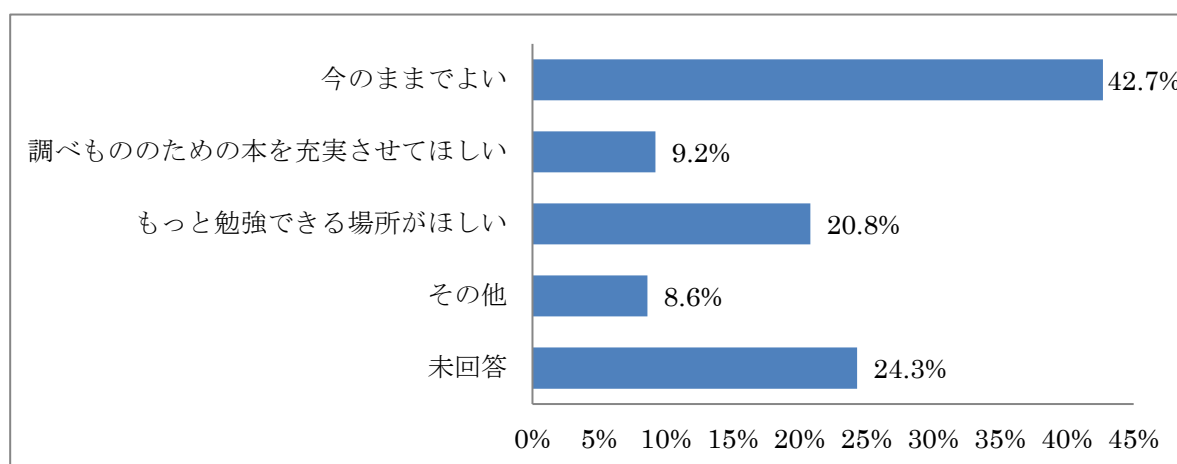
問24. 「ティーンズコーナー」があることを知っていますか。



問25. 【問24】で「1. 知っている」とお答えの方におたずねします。
「ティーンズコーナー」を利用していますか。



問26. 「ティーンズコーナー」にどのようなことを望みますか。



（資料２）子どもの読書活動の推進に関する法律

平成１３年１２月１２日 法律第１５４号

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２ 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３ 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２ 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定され

ているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことのできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(資料3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)

令和元年6月28日 法律第49号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化
(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。
(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。
(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必

要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（資料４）第４次小平市子ども読書活動推進計画策定の基本方針について

１ 計画策定の背景

「小平市子ども読書活動推進計画」は、０歳から１８歳までの子どもの読書環境の整備や、家庭、学校、地域、図書館等が連携しながら、読書活動の推進に努めるために必要な施策を示したものである。

平成３０年２月に策定した「改訂版 小平市教育振興基本計画」でも、子どもたちが豊かな感性や想像力を身に付け、人生をより深く生きるために、本とふれあう環境を整え、自主的な読書活動につなげることとしている。

国においても、「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成３０年４月に策定し、施策の基本的方針と推進方策を明らかにしている。

こうした状況を踏まえ、第３次計画における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、引き続き子どもの読書活動の推進を実践していくために現行計画を改定し、「第４次小平市子ども読書活動推進計画」を策定するものである。

２ 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第９条第２項に基づき策定する。なお、計画の策定に当たっては、上位計画及び関連する個別計画等との整合性を図る。

３ 計画対象期間

当計画の対象期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とする。

４ 計画策定の体制

（１）協議会による検討

小平市図書館条例（平成１２年条例第１９号）に基づき設置した図書館協議会に意見を聴取するとともに、計画案を検討する。

（２）市民からの意見・要望の収集

計画策定に当たっては、素案段階で市報や小平市及び図書館ホームページ等により、広く意見募集を行う。

（３）庁内体制等の確保

計画については、庁内関係課で組織する「小平市子ども読書活動推進計画検討委員会」により調整を行うとともに、庁議に付議する。

５ 計画策定上の留意事項

（１）市議会等への報告

策定作業の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会及び教育委員会に対して報告するものとする。

（２）情報の公開

図書館協議会は公開とし、会議の要旨及び資料等については、終了後速やかに小平市ホームページ等により公表するものとする。

6 実態調査の実施について

平成30年度中に、子どもの読書環境等を把握するため実態調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。この調査は、市内保育園の保護者、小・中学校等の児童・生徒等を対象に実施する。

7 計画策定スケジュール

	協議会等・市民参加	事務局
平成30年 12月	・社会教育委員の会議 ・教育委員会	基本方針策定 幹事長会議報告 アンケート作成
平成31年 1月	・図書館協議会開催① (策定内容の報告) ・校長会	アンケート各学校等へ協力依頼 アンケート調査の実施
2～3月	・図書館協議会開催② (アンケート結果の報告)	アンケート調査結果集計・分析
令和元年 5月	図書館協議会開催③ (問題点の把握)	検討委員会（随時開催）
9月	図書館協議会開催④ (骨子案の検討)	中間のまとめ
10月		素案作成
11月	図書館協議会開催⑤ (素案の検討) 市民意見募集	庁議付議・幹事長会議・ 教育委員会報告
12月		生活文教委員会報告
令和2年 1月	図書館協議会開催⑥ (計画案の検討)	
2月		計画案庁議付議 幹事長会議報告
3月	図書館協議会開催⑦（報告）	印刷・製本

○小平市立図書館条例(抜粋)

平成12年
条例第19号

(図書館協議会)

第9条 法第14条第1項の規定により、小平市中央図書館に小平市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、15人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○小平市立図書館条例施行規則(抜粋)

平成12年
教委規則第7号

(図書館協議会)

第10条 条例第9条第1項の小平市図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育の関係者 3人以内
 - (2) 社会教育の関係者 4人以内
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
 - (4) 学識経験のある者 7人以内
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第11条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。
- 5 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。
- 6 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(協議会の庶務)

第12条 協議会の庶務は、小平市中央図書館において処理する。

(資料6) 小平市図書館協議会委員名簿

[任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日]

No.	役 職	氏 名	所 属
1	委員長	落 合 美 代	学識経験者
2	副委員長	大 沼 晴 暉	学識経験者
3	委 員	安 形 輝	学識経験者
4	委 員	伊 藤 英 佳	公募市民
5	委 員	歌 川 光 一	公募市民
6	委 員	岡本 由起子	学識経験者
7	委 員	笠 原 敬 三	公募市民
8	委 員	栗 林 昭 彦	学校関係者（中学校長）
9	委 員	小 林 俊 徳	公募市民
10	委 員	志賀 みや子	子ども文庫連絡協議会
11	委 員	塚 本 健 男	公募市民
12	委 員	長谷部 はるみ	学校関係者（小学校長）

平成31年4月1日現在

(資料 7) 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 小平市子ども読書活動推進計画の改定について検討を行うとともに、子どもの読書活動を推進するため、小平市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

(1) 小平市子ども読書活動推進計画に関する事項を検討すること。

(2) 小平市の子どもの読書活動の推進に関すること。

(構成)

第 3 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 5 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて検討事項に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、小平市中央図書館において処理する。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3、第 4 関係）

役 職	職 務 名
委員長	中央図書館長
副委員長	子ども家庭部保育課長
委 員	子ども家庭部子育て支援課長
委 員	子ども家庭部保育指導担当課長
委 員	子ども家庭部家庭支援担当課長
委 員	健康福祉部健康推進課長
委 員	教育部学務課長
委 員	教育部指導課長
委 員	教育部地域学習支援課長
委 員	中央公民館長

(資料8) 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会 委員名簿

役 職	氏 名	職 務 名
委員長	利光 良平	中央図書館長
副委員長	市川 裕之	子ども家庭部保育課長
委 員	森田 恒明	子ども家庭部子育て支援課長
委 員	永田 弘子	子ども家庭部保育指導担当課長
委 員	柳瀬 一之	子ども家庭部家庭支援担当課長
委 員	櫻井 健	健康福祉部健康推進課長
委 員	安部 幸一郎	教育部学務課長
委 員	国富 尊	教育部指導課長
委 員	季高 一成	教育部地域学習支援課長
委 員	坂本 伸之	中央公民館長

第4次小平市子ども読書活動推進計画

— 子どもが本と出会うために —

発 行 日 令和2年3月

編集・発行 小平市中央図書館

住 所 〒187-0032

小平市小川町2丁目1325番地

電話番号 042-345-1246

電子メール tosyokan@city.kodaira.lg.jp

¥250

